

平成 23 年度林野庁補助事業
平成 23 年度地域材供給倍増事業

平成 23 年度
合法木材システムモニタリング
報 告 書

平成 24 年 3 月

(財) 林業経済研究所

はじめに

本報告書は平成 23 年度林野庁補助事業である地域材供給倍増事業のうち、「合法木材システムモニタリング」の調査結果を取りまとめたものである。

本調査は、合法木材の認定団体及び供給事業者の活動状況を、系統的に把握・分析し、活動の段階的改善に寄与するとともに、その結果を適宜公表し、合法木材供給システム全体の信頼性、透明性の確保に資するため、認定団体の協力を得て実施したものである。

この報告書が、信頼性、透明性の確保など合法木材供給システムの今後の発展に、いささかでも寄与することができれば幸いである。

なお、この調査は以下のメンバーによって実施したことを見記しておきたい。

赤池慎悟	林業経済研究所研究員
立花 敏	筑波大学大学院准教授
根本晶彦	鳥取環境大学教授
堀 靖人	森林総合研究所林業動向解析研究室長
渡辺昭治	南九州大学教授
荒谷明日兒	林業経済研究所理事長（事務局兼務）

平成 24 年 3 月

財団法人 林業経済研究所
理事長 荒谷明日兒

目 次

はじめに

I. 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果

1. 趣旨及び概要
2. 調査結果

II. 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査結果

1. 趣旨及び概要
2. 調査結果

III. 合法木材供給事業者モニタリング調査結果

1. 趣旨及び概要
2. 調査結果

IV. まとめ

1. 認定団体アンケート調査結果及び認定団体ヒアリング調査結果
2. 認定事業者モニタリング調査結果
3. 事業者の調達・供給方針と活動状況

I. 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果

1. 趣旨及び概要

(1) 趣旨

合法木材供給事業者認定団体の活動状況を把握・評価するとともに、今後の認定団体の活動水準を向上させることを目的として、アンケート調査を実施した。

(2) アンケート調査の対象及び実施方法

調査に当たっては全ての認定団体を対象としたが、このうち回答のあったのは 96 団体であった。グループごとに内訳を見ると、中央団体 16 団体、都道府県木連関係 45 団体、都道府県森連関係 22 団体、その他（素材生産関係、チップ生産関係）13 団体である。

なお、調査は平成 23 年 10 月から 12 月にかけて、郵送により行った。

(3) アンケートの内容

合法木材供給事業者認定団体アンケート調査票に基づき、以下の項目について調査を実施した。

- 1) 認定事業者数の変化
- 2) 審査委員会と事業者の認定
- 3) 事業者の活動実態の把握
- 4) 認定団体研修への参加
- 5) 認定事業者研修会の開催
- 6) 情報公開の実態
- 7) 普及活動の実態

2. 調査結果

(1) 認定事業者数の変化

1) 認定事業者数

認定事業体に対するアンケート調査は、従来から実施されてきたが、これまでの結果を見ると、アンケート調査に対し協力してくれる認定団体が固定化する傾向にあるため、今回は各認定団体に対し依頼電話をかけるなどの方法によつて、これまで回答してもらえなかつた認定団体の協力を得ることができた。これによつて回答してもらった認定団体はこれまでにない 96 団体を数えることができ、回答率は 96／143 団体で 67% となつた。ちなみに昨年度の回答率は 83／140 団体で 59% であった。

また、これら 96 団体の傘下にある認定事業者は 6,765 事業体であり、総認定事業者数 8,607 の 79% となつた。

なお、回答のあつた団体数をグループ別に見ると、

- 中央団体 16 団体（傘下事業者数 1,005 事業者）
 - 都道府県木連関係 45 団体（4,802 事業者）
 - 都道府県森連関係 22 団体（548 事業者）
 - その他（素材生産／チップ生産関連） 13 団体（410 事業者）
- となる。

2) 認定事業者の増減

回答のあつた 96 認定団体のうち、認定事業者の「増減なし」が 28%（27 団体）、「増加があつた」が 58%（56 団体）、「減少があつた」が 46%（44 団体）、この他「不明」が 5%（5 団体）となつた。

グループ別には、「増減なし」が中央団体 38%（6 团体）、都道府県木連関係 4%（2 団体）、都道府県森連関係 68%（15 団体）、その他 31%（4 団体）であつた。

また、「増加があつた」のは、中央団体 44%（7 团体）、都道府県木連関係 84%（38 団体）、都道府県森連関係 18%（4 団体）、その他 54%（7 団体）となる。

さらに、「減少があつた」のは、中央団体 31%（5 团体）、都道府県木連関係 73%（33 団体）、県森連関係 14%（3 団体）、その他 23%（3 団体）となつた。

これから見ると中央団体とその他では「増減なし」と「減少」がそれぞれほぼ 1／3、「増加」がほぼ 1／2 である。都道府県木連関係では「増減なし」がほとんどなく、「増加」及び「減少」の比率が著しく高い。

都道府県森連関係では「増減なし」が 2／3 で「増加」及び減少の比率が極めて低い。これは森林組合が法律に基づく組織であり、その時々の経済的状況

が組織に影響しないのに対し、都道府県木連関係の認定事業者である木材関連企業はその影響をダイレクトに受ける傾向にあることを示している。

この場合、「増加」に関しては長期優良住宅、公共建築物木造化と行った政策の影響、「減少」については近年の日本経済の低迷の影響によるものと考えられる。

また、都道府県木連関係の増加傾向が高かったのは、後に述べる「未認定団体への働きかけ」において「行っている」としたところの比率が他のグループより高かったこととも関係しているよう。

表 I - 1 認定事業者数の増減(1)

	団体数				
		増減なし	増加	減少	不明
中央団体	16	6	7	5	2
都道府県木連	45	2	38	33	2
都道府県森連	22	15	4	3	1
その他	13	4	7	3	0
合計	96	27	56	44	5
中央団体	100%	38%	44%	31%	13%
都道府県木連	100%	4%	84%	73%	4%
都道府県森連	100%	68%	18%	14%	5%
その他	100%	31%	54%	23%	0%
合計	100%	28%	58%	46%	5%

次に認定事業者の増減数を見ると、増加 495 事業者（1 団体当たり平均 5.2 事業者）、減少 172 事業者（1.8 事業者）で、差し引き 323 事業者（3.4 事業者）の純増となった。

グループ別には中央団体では増加 39 事業者（2.4 事業者）、減少 24 事業者（1.5 事業者）で 15 事業者の純増（0.9 事業者）。都道府県木連関係では増加 423 事業者（9.4 事業者）、減少 141 事業者（3.1 事業者）で 282 事業者（6.3 事業者）の純増。都道府県森連関係では増加 14 事業者（0.6 事業者）、減少 3 事業者（0.1 事業者）で 11 事業者の純増（0.5 事業者）。その他は増加 19 事業者（1.5 事業者）、減少 4 事業者（0.3 事業者）で 15 事業者（1.2 事業者）の純増となった。いずれのグループでも純増の傾向にあることがわかる。

表 I - 2 認定事業者数の増減(2)

	認定事業者数	22年度認定事業者数増減			1団体当たり増減		
		増加	減少	純増	増加	減少	純増
中央団体	1005	39	24	15	2.4	1.5	0.9
都道府県木連	4802	423	141	282	9.4	3.1	6.3
都道府県森連	548	14	3	11	0.6	0.1	0.5
その他	410	19	4	15	1.5	0.3	1.2
合計	6765	495	172	323	5.2	1.8	3.4
中央団体	15%	8%	14%	5%			
都道府県木連	71%	85%	82%	87%			
都道府県森連	8%	3%	2%	3%			
その他	6%	4%	2%	5%			
合計	100%	100%	100%	100%			

3) 認定事業者の減少要因

認定事業者の減少要因については、総減少事業者数 172 のうち 161 事業者に関する回答が寄せられたが、これによると、「業種の転換・廃業」が 42%（72 事業者）、「需要がない」が 51%（87 事業者）、「コストに問題がある」が 1%（2 事業者）となった。

昨年度の調査では「業種の転換・廃業」が 20%、「需要がない」が 54%、「コストに問題がある」が 1% であったことから、「需要がない」はほとんど変化ないが、「業種の転換・廃業」を要因とするものの比率が倍増している。

なお、グループ別に見ると中央団体では「業種の転換・廃業」が 38%、「需要がない」が 58%。県木連関係では 42%、51%。都道府県森連関係では「業種の転換・廃業」はなく、「需要がない」が 33%。その他では全てが「業種の転換・廃業」となっている。

表 I-3 認定事業者減少の要因

	転業・廃業	需要なし	コスト	不明	合計
中央団体	9	14	1	0	24
都道府県木連	59	72	1	9	141
都道府県森連	0	1	0	2	3
その他	4	0	0	0	4
合計	72	87	2	11	172
中央団体	38%	58%	4%	0%	100%
都道府県木連	42%	51%	1%	6%	100%
都道府県森連	0%	33%	0%	67%	100%
その他	100%	0%	0%	0%	100%
合計	42%	51%	1%	6%	100%

（2）審査委員会と事業者の認定

1) 審査委員会の設置

審査委員会は認定団体の「認定要領」（ひな形）で、その設立が義務づけられているが、今回回答のあった 96 認定団体の状況は次の通りである

- 「設置されている」 90%（86 団体） [昨年度 86%（71 団体）]
- 「設置されていない」 10%（10 団体） [昨年度 12%（10 団体）]

グループ別では都道府県森連関係、その他において「設置されている」の比率が高まったが、中央団体、都道府県木連関係では「設置されていない」の比率が高まっている。

「認定要領」（ひな形）では、「本事業要領に基づく事業者の認定のために理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする」としており、昨年度の認定団体ヒアリングで明らかになったような「合法性が導入された県産材認証制度で、事業者の認定に際しては県職員が現場審査を行っている」というような特別の場合を除いては、審査委員会の設置と、事業者認定に際し

ての審査委員会での審議が必要とされる。このため「設置されていない」団体での対応が望まれる。

表1-4 審査委員会の設置と委員数

	審査委員会			増減の理由				合計
	設置済	未設置	不明	1~5名	6~10名	11名以上	不明	
中央団体	14	2	0	11	3	0	2	16
都道府県木連	39	6	0	28	10	2	5	45
都道府県森連	21	1	0	14	5	2	1	22
その他	12	1	0	8	4	0	1	13
合計	86	10	0	61	22	4	9	96
中央団体	88%	13%	0%	69%	19%	0%	13%	100%
都道府県木連	87%	13%	0%	62%	22%	4%	11%	100%
都道府県森連	95%	5%	0%	64%	23%	9%	5%	100%
その他	92%	8%	0%	62%	31%	0%	8%	100%
合計	90%	10%	0%	64%	23%	4%	9%	100%

2) 審査委員会の委員数

審査委員会の委員数は次の通りであり、最も多いのが「1~5人」、次いで「6~10人」の順になり、「11人~」はほとんどない。「1~5人」が64%と昨年度より比率が高まった。

- 「1~5人」 64% (61団体) [昨年度 58% (48団体)]
- 「6~10人」 23% (22団体) [昨年度 22% (18団体)]
- 「11人~」 4% (4団体) [昨年度 7% (6団体)]

グループ別には、中央団体は「1~5人」が69% (11団体)、「6~10人」が19% (3団体)。都道府県木連関係が62%、22%。都道府県森連関係が64%、23%。その他が62%、31%となる。

昨年度に比べ、特に都道府県森連関係及びその他において、不明の比率が低下し、「1~5人」の比率が上昇した。

3) 審査委員の構成

審査委員の構成は審査委員として第3者を含むかどうかを聞くものであるが、昨年に比べ「第3者を含む」の比率が若干増えている。

- 「第3者を含む」 42% (40団体) 「昨年度 37% (31団体)」
- 「第3者を含まない」 49% (47団体) 「昨年度 49% (41団体)」

グループ別に見ると、「第3者を含む」とする比率の高いのは都道府県木連関係56%、都道府県森連関係50%。「第3者を含まない」はその他92%、中央団体63%であった。ちなみにその他では「第3者を含む」としたものはない。

「第3者を含む」を昨年と比べると、都道府県木連関係では昨年度(55%)とほとんど変わらなかったのに対し、中央団体では昨年度の38%から大きく低下

して 25%、都道府県森連関係では 18%から倍以上の 50%に高まった。

審査委員会に第 3 者を含めることは、一面では委員会の開催やとりまとめ作業などで事務的な負担が増えるとも思われるが、反面、合法木材に関する活動の信頼性、透明性を高める上でも、また、建築関係業界といった他分野への PRを考える時、有効な手段になろう。

表 I-5 審査委員会の構成

	第3者含む	第3者含まず	不明	合計
中央団体	4	10	2	16
都道府県木連	25	15	5	45
都道府県森連	11	10	1	22
その他	0	12	1	13
合計	40	47	9	96
中央団体	25%	63%	13%	100%
都道府県木連	56%	33%	11%	100%
都道府県森連	50%	45%	5%	100%
その他	0%	92%	8%	100%
合計	42%	49%	9%	100%

4) 審査委員会の開催

審査委員会の開催については次の通りで、「必要に応じて開催」が多くを占める。

- 「定期的に開催」 7% (7 団体) [昨年度 8% (7 団体)]
- 「必要に応じて開催」 79% (76 団体) [昨年度 81% (67 団体)]
- 「その他」 6% (6 団体) [昨年度 1% (1 団体)]

昨年度と比べると、「その他」に若干の変化が見られたものの、「定期的に開催」、「必要に応じて開催」については変わっていない。

グループ別に「定期的に開催」の多いのは都道府県木連の 11%。「必要に応じて開催」は都道府県森連 86%、その他 85%、中央団体 81% の順になる。認定事業者の更新が一段落したこと、また、認定事業者の増加がかなり安定していることなどから、申請の都度等「必要に応じて開催」が定着しつつあると見ることができよう。

表 I - 6 審査委員会の開催

	開催				開催方法				合計
	定期的	必要に応じ	その他	不明	対面式	持ち回り	両者併用	不明	
中央団体	1	13	1	1	7	3	4	2	16
都道府県木連	5	33	2	5	11	4	25	5	45
都道府県森連	1	19	1	1	16	2	3	1	22
その他	0	11	2	0	3	3	5	2	13
合計	7	76	6	7	37	12	37	10	96
中央団体	6%	81%	6%	6%	44%	19%	25%	13%	100%
都道府県木連	11%	73%	4%	11%	24%	9%	56%	11%	100%
都道府県森連	5%	86%	5%	5%	73%	9%	14%	5%	100%
その他	0%	85%	15%	0%	23%	23%	38%	15%	100%
合計	7%	79%	6%	7%	39%	13%	39%	10%	100%

5) 開催の方法

審査委員会の開催の方法については次の通りで、昨年と比べ「対面式会議」が増加、「両者併用」が減少し、それぞれほぼ 40%を占める。

- 「対面式会議」 39% (37 団体) [昨年度 34% (28 団体)]
- 「持ち回り」 13% (12 団体) [昨年度 11% (9 団体)]
- 「両者の併用」 39% (37 団体) [昨年度 45% (37 団体)]

グループ別に「対面方式」の多いのは都道府県森連関係 73%、中央団体 44%、「持ち回り」ではその他 23%、中央団体 19%であった。また「両者併用」では都道府県木連関係 56%、その他 38%で比率が高い。

6) 審査の方法

審査の方法については次の通りである。3 / 4 の団体が「書面審査のみ」としているが、20%弱の団体では「書面審査と現場確認」が行われていた。

- 「書面審査のみ」 76% (73 団体)
- 「書面審査と現場確認」 18% (17 団体)

これをグループ別に見ると、「書面審査のみ」は都道府県森連関係 95%、中央団体 81%、その他 77%で比率が高い。

また、「書面審査と現場確認」が行われているところでは、その 60%ほどが「一部の現場確認」でとしており、「全ての現場確認」は 30%程度に過ぎない。

- 「全ての現場」 29% (5 団体)
- 「一部の現場」 59% (10 団体)

「書面審査と現場確認」が 20%弱あることは好ましいが、事務局の人的・経済的体制等から考えて、他の団体に強く要請することは難しいと思われる。

表 I-7 審査方法

	書類審査のみ	書類審査と現場審査		不明	合計
		全現場	一部現場		
中央団体	13	1	1	0	2 16
都道府県木連	29	14	4	8	2 45
都道府県森連	21	0	0	0	1 22
その他	10	2	0	2	1 13
合計	73	17	5	10	6 96
中央団体	81%	6%	100%	0%	13% 100%
都道府県木連	64%	31%	29%	57%	4% 100%
都道府県森連	95%	0%	0%	0%	5% 100%
その他	77%	15%	0%	100%	8% 100%
合計	76%	18%	29%	59%	6% 100%

(3) 事業者の活動実態の把握

1) 情報収集の方法

情報収集活動の実態は次のようなものである。

- 「モニタリング調査の実施」 22% (21 団体)
- 「モニタリング調査以外に適宜、事業体を訪問」 11% (11 団体)
- 「会議の際等に情報収集」 42% (40 団体)
- 「特に行っていない」 25% (24 団体)
- 「その他」 13% (12 团体)

ちなみに、昨年度は質問様式が若干異なったが、結果は次の通りであった。

- 「モニタリング調査の実施」 35% (29 団体)
- 「会議等の際等に情報収集」 34% (28 団体)
- 「事業者訪問」 25% (21 団体)
- 「特に行っていない」 22% (18 团体)
- 「その他」 7% (6 团体)

昨年度は「モニタリング調査の実施」と「事業者訪問」が混乱されていた嫌いがあり、両者合わせて 60% を占めていたが、今回は「モニタリング調査の実施」と「モニタリング調査以外に適宜、事業体を訪問」を合わせても 33% と、前回の半分程度に減少した。これに対し、「会議等の際等に情報収集」が 8 ポイント、「特に行っていない」が 6 ポイント高まった。このことは現場に出向いての積極的な情報収集が減少し、どちらかと言えば消極的な受け身の情報収集が増加したと見ることができよう。

確かに認定団体が全体的に人手不足、経費不足に悩まされている面のあることは理解できるが、認定事業者がどのような活動を行っているかを確認し、場合によっては指導をする事は、その認定事業者を認定した認定団体の責任ではないか。

グループ別に見ると、中央団体では「特に行っていない」が最も多く 50%、次いで「会議の際等」が 38%、「モニタリング調査」が 25%。

都道府県木連関係では「会議の際等」が 44%、「モニタリング調査」が 24%、「特に行っていない」が 16%。

都道府県森連関係では「会議の際等」が 36%、「特に行っていない」が 32%。その他では「会議の際等」が 46%、「モニタリング調査」が 23%、「モニタリング調査以外に適宜、事業体を訪問」と「特に行っていない」がそれぞれ 15% となつた。

「モニタリング調査」と「モニタリング調査以外に適宜、事業体を訪問」の積極的方法の比率は中央団体 44%、その他 38%、都道府県木連関係 35% の順に高く、都道府県森連関係では 19% にとどまつた。

表 I-8 情報収集の方法

	モニタリング調査	適宜、事業体訪問	会議の際など	特に行っていない	その他	合計
中央団体	4	3	6	8	0	16
都道府県木連	11	5	20	7	6	45
都道府県森連	3	1	8	7	4	22
その他	3	2	6	2	2	13
合計	21	11	40	24	12	96
中央団体	25%	19%	38%	50%	0%	100%
都道府県木連	24%	11%	44%	16%	13%	100%
都道府県森連	14%	5%	36%	32%	18%	100%
その他	23%	15%	46%	15%	15%	100%
合計	22%	11%	42%	25%	13%	100%

2) 立入検査に関する規定

立入検査に関する規定の有無については、「規定がある」が 2 / 3、「規定がない」が 1 / 3 であった。これらの比率は昨年度とほとんど変化がない。

- 「規定がある」 64% (61 団体) [昨年度 65% (54 团体)]
- 「規定がない」 36% (35 团体) [昨年度 34% (28 团体)]

但し、「規定がない」とする団体の 71% が「今後も設けない」としているが、「今後設けるつもり」も 23% ある。

- 「今後設けるつもり」 23% (8 团体) [昨年度 14% (4 团体)]
- 「今後も設けない」 71% (25 团体) [昨年度 68% (19 团体)]

グループ別には、「規定がある」の多いのは都道府県森連関係 68%、都道府県木連関係 64%、「規定がない」では中央団体 44%、その他 38%, 都道府県木連関係 36% などとなる。

表 I-9 立入検査規定の有無

	規定はある	規定はない			不明	合計
			今後設ける	今後も設けない		
中央団体	9	7	2	5	0	16
都道府県木連	29	16	3	12	0	45
都道府県森連	15	7	1	5	0	22
その他	8	5	2	3	0	13
合計	61	35	8	25	0	96
中央団体	56%	44%	22%	31%	0%	100%
都道府県木連	64%	36%	10%	27%	0%	100%
都道府県森連	68%	32%	7%	23%	0%	100%
その他	62%	38%	25%	23%	0%	100%
合計	64%	36%	13%	26%	0%	100%

3) 立入検査の実施

立入検査の実施については次の通りで、「実施したことはない」が圧倒的に多く、全体の3／4を占める。但し、昨年度と比べると「実施したことがある」の比率がわずかではあるが上昇している。

- 「実施したことがある」 28%(27 団体) [昨年度 22%(18 団体)]
- 「実施したことはない」 71%(68 団体) [昨年度 73%(61 団体)]

次にグループ別に見ると、「実施したことがある」を見ると、中央団体38%、都道府県木連関係36%、その他31%で、それぞれ1／3程度となっている。しかし、都道府県森連関係では5%にとどまる。また、「実施したことはない」については都道府県森連関係が95%と多い。

「実施したことがある」についてその方法を見ると、次の通りである。

- 「モニタリングを立入検査と見なす」 63% (17 団体)
- 「定期的に実施」 11% (3 団体)
- 「不定期に実施」 19% (5 団体)
- 「問題発生時に実施」 7% (2 団体)

2／3程度の団体がモニタリング調査での事業者訪問を立入検査とみなしており、これ以外に定期的若しくは不定期に事業体を訪問しているのは1／3程度である。

「実施したことはない」について、今後の対応をさらに詳しく見ると、次の通りである。

- 「今後実施する」 31% (21 団体) [昨年度 26% (16 团体)]
- 「今後も実施しない」 62% (42 団体) [昨年度 57% (35 団体)]

「今後実施する」、「今後とも実施しない」とともに比率は昨年比若干高まった。

「実施の予定がない」の理由を見ると、複数回答だが次の通りである。

- 「時間的・人的余裕がない」 60% (25 団体) [昨年度 66% (23 団体)]
- 「コストがかかる」 17% (7 团体) [昨年度 11% (4 团体)]

○「その他」 36%（15団体）[昨年度 29%（10団体）]

昨年度と比べると、主なものは「時間的・人的余裕がない」で変わらないが、「コストがかかる」、「その他」の比率が増えている。

なお、「その他」については、「立入検査の定義が不明」、「必要に応じて実施す」、「会議や訪問の際」、「証明実績が少なく必要性がない」、「モニタリングと同様の調査を独自で実施している」と言った意見があげられている。

なお、「立入検査に関する規定の有無」と「立入検査の実施」との関係を見ると、立入検査の「規定を設けている」とした61団体のうち42団体（69%）が「実施したことではない」とし、規定が有名無実化している。

表 I-10-1 立入検査の実施

	これまで実施したことがある	これまで実施したことがない	不明	合計
中央団体	6	9	1	16
都道府県木連	16	29	0	45
都道府県森連	1	21	0	22
その他	4	9	0	13
合計	27	68	1	96
中央団体	38%	56%	6%	100%
都道府県木連	36%	64%	0%	100%
都道府県森連	5%	95%	0%	100%
その他	31%	69%	0%	100%
合計	28%	71%	1%	100%

表 I-10-2 立入検査の実施—実施したことがある

	モニタリングを立入検査とみなす	定期的に実施	不定期に実施	問題発生時に実施	不明	合計
中央団体	4	1	1	0	0	6
都道府県木連	9	2	3	2	0	16
都道府県森連	1	0	0	0	0	1
その他	3	0	1	0	0	4
合計	17	3	5	2	0	27
中央団体	67%	17%	17%	0%	0%	100%
都道府県木連	56%	13%	19%	13%	0%	100%
都道府県森連	100%	0%	0%	0%	0%	100%
その他	75%	0%	25%	0%	0%	100%
合計	63%	11%	19%	7%	0%	100%

表 I-10-3 立入検査の実施—実施したことがない

	今後実施する	今後も実施しない			不明	合計
		時間的・人的 余裕がない	コストがかかる	その他		
中央団体	3	5	4	2	1	9
都道府県木連	8	19	12	2	5	29
都道府県森連	8	11	6	2	5	21
その他	2	7	3	1	4	9
合計	21	42	25	7	15	68
中央団体	33%	56%	80%	40%	20%	11% 100%
都道府県木連	28%	66%	63%	11%	26%	7% 100%
都道府県森連	38%	52%	55%	18%	45%	10% 100%
その他	22%	78%	43%	14%	57%	0% 100%
合計	31%	62%	60%	17%	36%	7% 100%

(4) 認定団体研修への参加

全国木材組合連合会が毎年実施してきている認定団体研修への参加状況は、次の通りである。

- 「常に参加」 74% (71 団体) [昨年度 64% (53 団体)]
- 「何回か参加」 24% (23 団体) [昨年度 33% (27 団体)]
- 「参加したことがない」 2% (2 団体) [昨年度 2% (2 団体)]

昨年度と比較すると、「何回か参加」の比率が 10 ポイント程度下落し、その分「常に参加」の比率が高まっている。しかし、わずかではあるが「参加したことがない」が昨年度と同様に 2% あった。

グループ別には、「常に参加」は中央団体 88%、都道府県木連関係 84% で多く、「何回か参加」は都道府県森連関係 50%、その他 38% が多い。

表 I-11 認定団体研修への参加

	常に参加	何回か参加	参加したことなし	不明	合計
中央団体	14	1	1	0	16
都道府県木連	38	6	1	0	45
都道府県森連	11	11	0	0	22
その他	8	5	0	0	13
合計	71	23	2	0	96
中央団体	88%	6%	6%	0%	100%
都道府県木連	84%	13%	2%	0%	100%
都道府県森連	50%	50%	0%	0%	100%
その他	62%	38%	0%	0%	100%
合計	74%	24%	2%	0%	100%

(5) 認定事業者研修会の開催

認定団体には認定事業者に対する研修会の開催が義務づけられているが、この開催状況に関しては次の通りである。昨年度に比べ「毎年実施」の比率の低

下と、「2~3年に1度程度実施」の比率の上昇があった。いずれにしても3/4の団体が何らかの形で研修会を実施していることがわかる。

- 「毎年開催」 32% (31団体) [昨年度 39% (32団体)]
- 「2~3年に1度程度開催」 45% (43団体) [昨年度 40% (33団体)]
- 「開催したことがない」 21% (20団体) [昨年度 18% (15団体)]

しかし、「毎年開催」としたものに関して今後の予定を見ると、「今後は2~3年に一度」とするものは13% (4団体) にとどまり、「今後も毎年開催」とするものが68% (21団体) を占めた。

さらに「開催したことがない」については、その半数が「必要だが、時間的・人的余裕がない」としている。

グループ別に「毎年開催」を見ると、都道府県森連関係41%、中央団体38%、都道府県木連関係33%。「2~3年に1度程度開催」では、その他77%、都道府県木連関係49%などとなる。また、「実施したことがない」については中央団体の44%が他に比べて高い。

中央団体では認定事業者が全国にまたがるため、全国の事業者を一度に集め研修会を実施するには困難な側面があるようと考えられるが、地域ごとにローテーションで実施することは可能ではないだろうか。また、他の業種においても、「開催したことがない」ところについては、その理由として「時間的・人的余裕がない」ことが上げられているが、地域内の他の認定団体との共催は事務的負担の軽減につながり、検討の余地があるのではないか。

表I-12-1 研修会の開催

	毎年、開催	2~3年に1度 開催	開催したことなし	不明	合計
中央団体	6	2	7	1	16
都道府県木連	15	22	7	1	45
都道府県森連	9	9	4	0	22
その他	1	10	2	0	13
合計	31	43	20	2	96
中央団体	38%	13%	44%	6%	100%
都道府県木連	33%	49%	16%	2%	100%
都道府県森連	41%	41%	18%	0%	100%
その他	8%	77%	15%	0%	100%
合計	32%	45%	21%	2%	100%

表 I - 12 - 2 研修会の開催－毎年開催

	今後も 毎年、開催	今後は 2~3年に1度	不明	合計
中央団体	4	2	0	6
都道府県木連	11	2	2	15
都道府県森連	5	0	4	9
その他	1	0	0	1
合計	21	4	6	31
中央団体	67%	33%	0%	100%
都道府県木連	73%	13%	13%	100%
都道府県森連	56%	0%	44%	100%
その他	100%	0%	0%	100%
合計	68%	13%	19%	100%

表 I - 12 - 3 研修会の開催－開催したことなし

	時間的・人的 余裕ない	必要性を 認めない	不明	合計
中央団体	3	0	4	7
都道府県木連	5	0	2	7
都道府県森連	2	1	1	4
その他	0	1	1	2
合計	10	2	8	20
中央団体	43%	0%	57%	100%
都道府県木連	71%	0%	29%	100%
都道府県森連	50%	25%	25%	100%
その他	0%	50%	50%	100%
合計	50%	10%	40%	100%

(6) 情報公開の実態

1) 合法木材ナビでの情報の公開

合法ナビでの情報の公開については、64~93%の団体で実施されている。公開されている情報の種類ごと「公開されている」ものを見ると、次の通りである。

- 「行動規範」 93% (89 団体) [昨年度 92% (76 団体)]
- 「事業者認定実施要領」 92% (88 団体) [昨年度 94% (78 団体)]
- 「認定事業者一覧」 94% (90 団体) [昨年度 93% (77 团体)]
- 「分別管理・書類管理方針」 64% (61 団体) [昨年度 67% (56 団体)]

それぞれの比率は昨年度と比べてほとんど変わっていない。他の情報に比べて、分別管理・書類管理方針の公開の比率が低いのも昨年度と同じであるが、「信頼性・透明性」の向上の点から見ると、さらに多くの団体で公表されることが望ましい。

なおグループ別に情報公開の現状を見ると、「公開している」の比率は中央団体では 63~94%、都道府県木連関係では 64~100%、都道府県森連関係では 59~95%、その他では 69~77%となり、その他での比率が低い。

次に情報が「公開されている」場合、「最新のもの」かどうかを見ると「最新

のもの」として公開されている情報は、次の通りとなる。

- 「行動規範」 72% (64 団体) [昨年度 74%(56 団体)]
- 「事業者認定実施要領」 78% (69 団体) [昨年度 73%(57 団体)]
- 「認定事業者一覧」 80% (72 団体) [昨年度 81%(62 団体)]
- 「分別管理・書類管理方針」 72% (44 团体) [昨年度 75%(42 団体)]

認定事業者一覧、事業者認定実施要領で 80~78% と比率が高く、行動規範、分別管理・文書管理ではそれぞれ 72% と低い。事務局の人手不足などで最新データを掲載する時間を割くのに困難があることは理解できるが、最新データの掲載への努力が望まれる。

表 I-13-1 合法ナビでの情報公開 —行動規範—

	公開されている		公開されていない	不明	合計
	最新のもの	最新ではない			
中央団体	15	12	3	1	16
都道府県木連	44	33	9	1	45
都道府県森連	20	14	5	2	22
その他	10	5	5	2	13
合計	89	64	22	6	96
中央団体	94%	80%	20%	6%	100%
都道府県木連	98%	75%	20%	2%	100%
都道府県森連	91%	70%	25%	9%	100%
その他	77%	50%	50%	15%	100%
合計	93%	72%	25%	6%	100%

表 I-13-2 合法ナビでの情報公開 —事業者認定実施要領—

	公開されている		公開されていない	不明	合計
	最新のもの	最新ではない			
中央団体	14	12	2	2	16
都道府県木連	43	32	8	2	45
都道府県森連	21	17	4	1	22
その他	10	8	2	2	13
合計	88	69	16	7	96
中央団体	88%	86%	14%	13%	100%
都道府県木連	96%	74%	19%	4%	100%
都道府県森連	95%	81%	19%	5%	100%
その他	77%	80%	20%	15%	100%
合計	92%	78%	18%	7%	100%

表 I-13-3 合法ナビでの情報公開 —認定事業者一覧—

	公開されている		公開されていない	不明	合計
	最新のもの	最新ではない			
中央団体	14	12	2	2	16
都道府県木連	45	33	9	0	45
都道府県森連	21	19	2	0	22
その他	10	8	2	2	13
合計	90	72	15	4	96
中央団体	88%	86%	14%	13%	100%
都道府県木連	100%	73%	20%	0%	100%
都道府県森連	95%	90%	10%	0%	100%
その他	77%	80%	20%	15%	100%
合計	94%	80%	17%	4%	100%

表 I-13-4 合法ナビでの情報公開 —管理方針—

	公開されている			公開されていない	不明	合計
		最新のもの	最新ではない			
中央団体	10	9	1	6	0	16
都道府県木連	29	18	9	16	0	45
都道府県森連	13	11	2	8	1	22
その他	9	6	3	3	1	13
合計	61	44	15	33	2	96
中央団体	63%	90%	10%	38%	0%	100%
都道府県木連	64%	62%	31%	36%	0%	100%
都道府県森連	59%	85%	15%	36%	5%	100%
その他	69%	67%	33%	23%	8%	100%
合計	64%	72%	25%	34%	2%	100%

2) 木材ナビ以外の手段による情報の公開

合法木材ナビ以外での情報の公開は、半数強の団体で行われているが、昨年度と比べ 10 ポイントほど低下した。

- 「公開している」 57% (55 団体) [昨年度 69% (57 団体)]
- 「公開していない」 40% (38 団体) [昨年度 27% (22 団体)]

グループ別には中央団体 75%、都道府県木連関係 69%、その他 38%、都道府県森連関係 32% となり、昨年度と同様にその他、都道府県森連関係で比率が低い。

また、木材ナビ以外の媒体では 91% (50 団体) が団体の H P を利用しており、団体の機関誌、業界紙・誌等を利用するものは極めて少ない。

表 I-14 合法ナビ以外での情報公開

	公開している				公開して いない	不明	合計
		団体のHP	団体の機関誌	業界誌・紙			
中央団体	12	11	0	0	3	1	16
都道府県木連	31	29	2	1	13	1	45
都道府県森連	7	7	0	0	15	0	22
その他	5	3	1	1	7	1	13
合計	55	50	3	2	38	3	96
中央団体	75%	92%	0%	0%	19%	6%	100%
都道府県木連	69%	94%	6%	3%	29%	2%	100%
都道府県森連	32%	100%	0%	0%	68%	0%	100%
その他	38%	60%	20%	20%	54%	8%	100%
合計	57%	91%	5%	4%	40%	3%	100%

(7) 普及活動の実態

1) 未認定事業者への働きかけ

未認定事業者への働きかけは半数の団体で行われているが、昨年度に比べてその比率は低下している。

- 「行っている」 51% (49 団体) [昨年度 61% (51 団体)]
- 「行っていない」 46% (44 団体) [昨年度 37% (31 团体)]

グループ別には、「行っている」は都道府県木連関係 71% (昨年度 73%)、その他 54% (62%)、中央団体 44% (46%)、都道府県森連関係 14% (47%) で、都道府県森連関係での大幅な低下が目につく。

「行っている」ものについてその手段を見ると、複数回答であるが、「ポスター・パンフレットの配布」が最も多く、「研修会への呼びかけ」は 1/3 にとどまった。「ポスター・パンフレットの配布」は合法木材認定制度があることを知らしめるだけの消極的な手段であり、本当に認定事業者数を拡大させるには、「研修会への呼びかけ」を行い、その席上で質疑応答をしながら PR をしていくといった積極的手法を検討する必要があろう。

また、「行っていない」ものについてその理由を見ると、「会員の全て若しくは大半が認定取得済み」とするのが 61% と 2/3 弱を占める。但し、グループ別には都道府県森連関係が最も多く 94% を占め、次いで中央団体 44%、その他 40%、都道府県木連関係 33% となり、大きな開きがある。これから見ると都道府県森連関係を除いて、認定事業者を増大させていく余地はまだ十分あると言える。

表 I-15 未認定事業者への働きかけ

	行なっている				行なっていない		不明	合計
		パンフ等の配布	研修会等への 参加呼びかけ	その他	会員の全て・大半 が認定取得済み	その他		
中央団体	7	2	4	2	9	4	0	0 16
都道府県木連	32	27	9	2	12	4	3	1 45
都道府県森連	3	2	0	2	18	17	0	1 22
その他	7	5	1	1	5	2	0	1 13
合計	49	36	14	7	44	27	3	3 96
中央団体	44%	29%	57%	29%	56%	44%	0%	0% 100%
都道府県木連	71%	84%	28%	6%	27%	33%	7%	2% 100%
都道府県森連	14%	67%	0%	67%	82%	94%	0%	5% 100%
その他	54%	71%	14%	14%	38%	40%	0%	8% 100%
合計	51%	73%	29%	14%	46%	61%	3%	3% 100%

2) 行政機関への働きかけ

行政機関への働きかけは、グリーン購入法に基づいた合法木材の需要拡大に関するものだが、行っているのは半数に満たないし、昨年度と比べて比率も減少している。

- 「行っている」 44% (42 団体) [昨年度 53% (44 団体)]
- 「行っていない」 54% (52 団体) [昨年度 46% (38 団体)]

グループ別に「行っている」の比率の最も高いのは都道府県木連の 60% で、最も低いのは中央団体の 19% となる。

また、「行っている」場合の手段については、「ポスター・パンフの配布」が74%（昨年度73%）で最も多く、「研修会への呼びかけ」が31%（昨年度27%）、「その他」が10%（昨年度7%）を占め、昨年度と変わっていない。

表I-16 行政機関への働きかけ

	行なっている				行なっていない	不明	合計
		パンフ等の配布	研修会等への 参加呼びかけ	その他			
中央団体	3	1	1	1	12	1	16
都道府県木連	27	23	6	1	17	1	45
都道府県森連	7	3	4	1	15	0	22
その他	5	4	2	1	8	0	13
合計	42	31	13	4	52	2	96
中央団体	19%	33%	33%	33%	75%	6%	100%
都道府県木連	60%	85%	22%	4%	38%	2%	100%
都道府県森連	32%	43%	57%	14%	68%	0%	100%
その他	38%	80%	40%	20%	62%	0%	100%
合計	44%	74%	31%	10%	54%	2%	100%

3) 建築業界への働きかけ

建築業界に対する働きかけは、昨年度とほとんど変わらない。

○「行っている」 42%（40団体） [昨年度47%（39団体）]

○「行っていない」 56%（54団体） [昨年度52%（43団体）]

グループ別に見ると、都道府県木連関係60%、都道府県森連関係32%、その他23%、中央団体19%である。

手段としては、「パンフ等の配布」が78%、「研修会等への呼びかけ」と「その他」がそれぞれ20%であった。

表I-17 建築業界への働きかけ

	行なっている				行なっていない	不明	合計
		パンフ等の配布	研修会等への 参加呼びかけ	その他			
中央団体	3	2	1	1	12	1	16
都道府県木連	27	20	6	5	17	1	45
都道府県森連	7	6	1	1	15	0	22
その他	3	3	0	1	10	0	13
合計	40	31	8	8	54	2	96
中央団体	19%	67%	33%	33%	75%	6%	100%
都道府県木連	60%	74%	22%	19%	38%	2%	100%
都道府県森連	32%	86%	14%	14%	68%	0%	100%
その他	23%	100%	0%	33%	77%	0%	100%
合計	42%	78%	20%	20%	56%	2%	100%

4) DIY業界への働きかけ

DIY業界への働きかけは、次のとおりで、「行っている」団体は昨年同様、極めて少ない。

- 「行っている」 7% (7団体) [昨年度 8% (7団体)]
 ○「行っていない」 90% (86団体) [昨年度 88% (73団体)]

グループ別にみると、行っているのは都道府県木連関係 13%、その他 8% にすぎない。実施の手段としては、「パンフ等の配布」が主で、都道府県木連関係 67%、「その他」 33% であった。

表 I-18 DIY業界への働きかけ

	行なっている				行なっていない	不明	合計
		パンフ等の配布	研修会等への 参加呼びかけ	その他			
中央団体	0	0	0	0	15	1	16
都道府県木連	6	4	0	2	38	1	45
都道府県森連	0	0	0	0	21	1	22
その他	1	1	0	1	12	0	13
合計	7	5	0	3	86	3	96
中央団体	0%	—	—	—	94%	6%	100%
都道府県木連	13%	67%	—	33%	84%	2%	100%
都道府県森連	0%	—	—	—	95%	5%	100%
その他	8%	100%	—	100%	92%	0%	100%
合計	7%	71%	—	43%	90%	3%	100%

5) 消費者への働きかけ

消費者への働きかけも、次のとおりで、昨年度と変わっていない。

- 「行っている」 41% (39団体) [昨年度 41% (34団体)]
 ○「行っていない」 57% (55団体) [昨年度 59% (49団体)]

グループ別では、「行っている」は都道府県木連関係 62%、「行っていない」はその他 92%、中央団体 75%、都道府県森連関係 68% で比率が高い。

表 I-19 一般消費者への働きかけ

	行なっている			行なっていない	不明	合計
		イベントなど での展示・紹介	その他			
中央団体	3	3	0	12	1	16
都道府県木連	28	26	3	16	1	45
都道府県森連	7	5	3	15	0	22
その他	1	1	0	12	0	13
合計	39	35	6	55	2	96
中央団体	19%	100%	0%	75%	6%	100%
都道府県木連	62%	93%	11%	36%	2%	100%
都道府県森連	32%	71%	43%	68%	0%	100%
その他	8%	100%	0%	92%	0%	100%
合計	41%	90%	15%	57%	2%	100%

II. 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査結果

1. 趣旨及び概要

(1) 趣旨

合法木材供給事業者認定団体の活動実態をより具体的に把握するとともに、今後の認定団体の活動の透明性・信頼性を向上させるために、認定団体アンケート調査に加えて、認定団体を対象としたヒアリング調査を実施した。

(2) ヒアリング調査の対象及び実施方法

これまででは合法木材供給事業者認定団体アンケート調査の結果を参考にして、ヒアリング調査対象団体を選定してきたが、アンケート調査への協力団体がかなり特定されてきていることから、今年度は、これまで認定団体アンケート調査に対しても、また、認定事業者モニタリング調査に対しても、あまり情報提供の無かった認定団体に依頼し、ヒアリング調査を行った。実施期間は平成23年11月から平成24年3月までの期間で、対象としたのは中央団体1団体、県木連関係6団体、県森連関係4団体の合計11団体である。

(3) ヒアリングの内容

ヒアリング調査票に基づき、次の項目について聞き取りを行った。

- 1) 認定団体の事務局体制
- 2) 審査委員会と事業者の認定
- 3) 事業者の活動実態の把握
- 4) 立入検査規定の整備と立入検査の実施
- 5) 認定団体研修会への参加
- 6) 認定事業者研修会の開催
- 7) 情報公開の実態
- 8) 普及活動の実態

2. 調査結果

(1) 認定団体の事務局体制

認定団体事務局の人的体制を見ると、認定団体の職員数で最少の4名から最大の38名まで大きな幅があるが、概して県森連関係で人員が多く、中央団体、県木連関係で人員が少ない。また、これら職員は特に人員が少ない場合、一人で複数の事業を担当することが多く、合法木材関連の仕事に携わる者の数は最少の1.5名前後から最大の14名まで幅がある。また、担当者が2名以下の団体が多く、団体Kの14名を除けば平均2.6名にすぎない。また、これらの担当者も、その多くが合法木材だけでなく、他の事業も担当しており多忙、若しくは多忙を極めているというのが実態である。

昨年度までの報告書においてもしばしば述べてきたし、また、今年度の報告書でも随所に記述したように、認定団体の人手不足が、資金不足とともに活動に対する大きな制約になっている。

表 II-1. 合法木材関連の事務局体制

団体 認定団体	合法木材関連 職員数	備 考
A 職員数 4名	1.5名	認定団体としての職員4名は、関連団体の職員が兼務している。このため、認定団体としては人手不足。
B 20名	6名	
C 4名	2.2名	職員1名が全体の20%程度を担当するほか、臨時職員2名で合法ナビも含めて担当。
D 4名	1.5名	各種事業を4名の職員で実施しているため、人手不足になつている。
E 14名	5名	認定事業者数が少なく、出入りもない。
F 4名	$1 + \alpha$ 名	合法木材関連の業務量は、更新時と合法木材取扱実績調査程度である。
G		
H		
I 1名	2名	各種事業を4名の職員で実施しているため人手不足。アルファ分はワープロなどを頼む女子職員。
J 27名	2名	
K 38名	14名	合法木材担当を市場長が兼務しているため多忙で、合法木材の活動に十分な時間が取れない。

(2) 審査委員会と事業者の認定

1) 審査委員会の設置と第3者委員の選任

審査委員会の設置は認定団体の「認定要領」(ひな形)で、その設置が義務付けられているが、今年度の認定団体へのアンケートでは、対象団体の10%が「設置していない」としていた。しかし、ヒアリング調査では対象認定団体11団体の全てが審査委員会を設置していた。

また、委員数もアンケートでは「1~5人」が64%を占めたが、ヒアリングにおいてもほとんどがその範囲内に入っている。

審査委員会委員への第3者委員の選任は、アンケートでは42%が「第3者委員を含む」としていたが、ヒアリング結果では11団体中、「第3者委員を含む」としたのは1団体(10%)にすぎなかった。

県森連である団体Fは県木連専務を第3者とみなしていたが、県森連にとっての県木連は利害関係者であり、第3者とは言い難い。県木連である団体Iでも県森連の専務理事、事業部長が加わっているが、ここでは今後、大学教員などの学識経験者を加えることを検討するとしている。

また、団体Eのように、当初、第3者委員を加えていたが、その後、相手側の組織変更で現在は不在になっているという例もある。

団体Hのように、「特に利益誘導するような審査でもないため、第3者の選任はあまり重視しない」というところもある。この他、第3者を含まないところの理由としては、「第3者が入らない方が動きやすい」などがあるが、「担当者が変わったため、なぜ当初、第3者を入れなかつたのかわからない」というところもある。

ちなみに昨年度のヒアリングでは

- 小さな組織に第3者を入れるのは大変だ。
- 日程調整が面倒になる。
- 経費負担が苦しくなる。
- 情報が外部に漏れる恐れがある。
- 他団体の役員による兼務が多いため、客観的判断が可能だ。

といった意見があった。

表Ⅱ-2. 審査委員会の設置と第3者委員の選任

団体	審査委員会の設置	第3者委員	備考
A	○	×	審査委員は理事長の指名により、事務理事を委員長として、理事3名による。現在の担当者の就任以前から同じ体制なので、なぜ第3者が入らないのかは不明。
B	○	×	事務理事、各課長が委員会を構成している。
C	○	×	第3者委員が入らないことについては、特に理由なし。 大学教員等を加えるよう当初動いたが、日程調整など難しくあきらめた。 しかし、県木材市場（協）事務局長に第3者として参加してもらっている。
D	○	×	現在は上記2名の他、県木連専務、企業社長2名で構成されている。 認定団体関係者3名で構成。
E	○	×	現在の担当者の就任以前から同じ体制なので、なぜ第3者が入らないのかは不明。
F	○	×	当初、第3者委員として農林中金支所の課長に依頼していたが、支所が廃止になつたため、認定団体関係者3名で構成。 現在は第3者委員は不在。
G	○	○	審査委員会は県木連正副会長と県森連事務の6名によつているが、県木連専務を第3者とみなしている。
H	○	×	審査委員会は3名で構成され、業界新聞関係者、林野庁OBを学識経験者として加えている。
I	○	×	審査委員会は認定団体の理事会を当てている。 特に利益誘導するような審査でもなく、第3者の選任をあまり重要なものとして考えていない。
J	○	×	認定団体関係者を委員会構成委員としている。第3者が入らない方が動きやすい。 委員は認定団体から事務理事身と製品市場長、県森連から専務理事と事業部長が加わっている。身近に適任者が特に利益誘導するような審査でもなく、第3者の選任をあまり重要なもの見つかからなかつたため第3者を加得ていない。
K	○	×	今後、大学教員等の学識経験者を加えるかどうか検討しかしたい。 委員会委員は認定団体関係者2名、県庁1名、農林中金支所1名からなる。 平成18年に第1回委員会が開催されて以来、新規認定がなく、以前のままになつていている。

2) 審査委員会の開催方法と開催頻度

アンケート調査では、「対面方式」39%、「持ち回り方式」13%、「両者併用」39%となつたが、ヒアリングでは「対面方式」7団体(64%)、「持ち回り方式」3団体(27%)、「両者併用」1団体(9%)とアンケートの結果とは異なる傾向を示した。

しかし、「面談方式」では、団体B、団体E、団体H、団体I、団体Kのように、「会議を開催したのが発足当初と更新時だけ」とするところや、「面談方式を採用しているが、現在は申請がないため開催していない」としているところが多い。

「持ち回り方式」を採用しているところでは、団体Fのように「面談方式」は「時間と経費がかかる」ことをその理由にしているところもあり、これについては昨年度のヒアリングにおいても指摘されていた。

なお、「両者併用」を採用しているとした団体Jも、「面談方式」で会議を開催したのは当初だけで、その後は「新規申請の都度、事務局員が各委員を訪問しての持ち回りであることからすれば、実際には「回り持ち方式」であるといえる。

なお、現地検査はどこででも行われていない。

表 II-3. 審査委員会の開催方法と開催頻度

団体	委員会の開催方式	開催頻度	備考
A	文書持ち回り	1回／月	毎月1回程度、申請があつた都度、メールによつて回り持ち委員会を開催している。 書類のみの審査で、現場の確認はしない。
B	面談		これまで2回、発足当初と更新時に開催した。
C	面談	4～5回／年	平成23年度は4回開催した。
D	文書持ち回り	4回／年	認定団体の定例会議を1回／月開催しているため、申請に対し、比較的柔軟に対応できる。
E	面談		HPに申請書を掲載している。持ち回りの際には事務局の疑問点を付して審査してもらう。
F	文書持ち回り	3回／年	認定期と更新時にのみ開催している。
G	面談	1回／年	面談方式は時間と経費がかかる。 平成18年度は3回開催。その後申請のなかつた21年度を除いて1回／年。
H	面談		現地確認はしていない。
I	面談		平成20年度以降、申請がなく開催していない。
J	方式	随時	平成21年度以降、申請がなく開催していない。 当初は面談方式を採用したが、その後は、新規申請があつた都度に開催している。 事務局から各委員を訪問しての持ち回りによつている。
K	面談		平成18年度以降、申請がなく、開催されていない。

(3) 認定事業者の活動実態の把握

アンケート調査によると、認定団体による認定事業体の活動実態の把握は「会議の際など」42%、「特に行っていない」25%、「モニタリング調査の実施」22%、「事業体訪問」11%の順となっていた。

これについて、今回のヒアリングでみると「モニタリング調査の実施」は、これまでに1回実施したのが2団体(18%)。また、「事業体訪問」3団体(28%)であり、この他の全ての団体が「他の手段によって」情報を収集しているとしていた。

「モニタリング調査」について、団体Aは「認定事業者数は多いものの、事務局員4名で2つの団体の事務を担当しており、仕事量に比べて人手が少く、また経費の問題もある。このため事業者モニタリングはするべきだと思っているが、なかなかできないのが実態だ。今後もモニタリングが実施され、従来のように経費の補助があれば、信頼できる第3者機関に委託して実施しすることも考えている」としている。

団体Aだけでなく、人手不足で事業体モニタリングを実施できない団体は他にもあると考えられ、第3者組織への委託で実施するという案は、検討する価値があるのではないかと思われる。

「事業体訪問」で情報を収集するとした3団体のうち1団体は「年に2組合に対して行う森林組合の指導監査の時に、合法木材の文書管理などをチェックする。この他、年に1度、合法木材事業が適切に運営されているか、県庁の合法木材担当者、森林組合担当者とともに各森林組合及び支所を訪問する」としている。

他の2団体は、それぞれJASの検査の際に合わせて合法木材関係の情報を収集したり、質問に答えたりしている。

事業体訪問をしていないところでは、「何も問題がないのに事業体を訪問するのは不自然だ」(団体C)といった意見もある。

全ての団体が「他の手段によって」の情報収集をあげているが、具体的にはそのほとんどが「実績報告のためのデータ収集」としていた。「実績報告のためのデータ収集」以外では、「市の開催時に情報収集する」、「担当部課長会議の際に情報収集する」があるだけで、他はほとんど積極的な情報収集活動は行っていない。

表 II-4. 認定事業者の稼働状況の把握

団体	事業者モニタリングの実施	事業体訪問	他の情報収集	備考
A	×	x	○	認定事業者数が多い半面、事務局の入出が少なく、また経費の問題もあって、実施していない。 事業者モニタリングについては、経費補助があり、また、モニタリングの実施をどこかの第3者機関が受託してくれれば、実施したい。
B	×	x	○	実績報告データの情報を収集。
C	×	x	○	何も問題がないのに事業者を訪問するのは不自然である。
D	1回	x	○	実績報告データを収集。
E	×	○	○	年に2組合ずつ、指導監査を行い、この時に合法木材についても文書管理などのチェックを行う。
				この他年1回、各事業者を県担当者とともに訪問し調査している。
F	×	○	○	この他実績報告データの収集。
G	×	x	○	実績報告データを収集の外に、JASの検査等で訪問した際に、合法木材に関する質問等を受けている。
H	×	x	○	実績報告データの収集の他は、各事業者の具体的活動については把握していない。
I	×	x	○	実績報告データの収集を行っているが、実績が上がったことがない。
J	1回	○	○	実績報告データを収集の他、市等の際に情報収集。
K	×	x	○	JASの検査の際に情報収集を行う。 製品市場を開設しているために、取引先認定事業者へは頻繁に訪問しており、その際に情報収集する。 年2回の担当部課長会議の際に聞き取りをする。

(4) 立入検査規定の整備と立入検査の実施

立入検査の規定についてアンケートでみると、「規定がある」63%、「規定がない」36%で、2／3の認定団体が立入検査規定を整備している。

今回のヒアリングの結果でみると、11 認定団体のうち「規定がない」としたのは 2 認定団体（18%）で、9 認定団体（82%）は立入検査の規定を整備していた。

また、立入検査を「実施した」ことがあるのは団体 E のみであるが、ここでは「県と合同で、認定事業者に対し、検査ではなく調査という形で実施している」としている。名目は「検査」ではなく「調査」ではあるが、認定事業者がどのような活動をしているのかのチェックを行うことが重要である。

立入検査の規定はあるが、「実施していない」ところの意見としては、

- 人手、時間、経費の関係から、規定はあっても実施できない。
- コストがかかると言うこともあるが、立入検査自体、基本的にあまり意味のあるものと思っていない。
- 問題も発生しておらず、実施する必要性がない。

といった意見がある。しかし、反面、

- これまで規定はあったが実施してこなかった。しかし透明性の向上が合法木材推進の活動に必要なことから、今後は出来るだけ実施したい。
- 今後は、1 年に数事業者ずつでも回りたい。
- 今後、合法木材は社会的にも要求されると認識しており、CSR（企業の社会的責任）の上からも重要になるとと考え、実施の必要を感じている。

といった意見もある。

また、団体 D は「規定はあるが使ったことはない。事業者に対しては、認定団体は事業者の調達・供給システムが合法木材活動に適しているものとして認定した。個々の製品が合法であるかどうかの責任は、個々の事業者が負うべきものとしている」としていた。これは正論ではあるが、反面、認定した側の責任として、事業者がどのような活動をしているかチェックすることも必要であると思われる。

「規定がない」とした団体 C は「これまで規定もなく、実施していなかったが、今後はクレームがあった場合や行政指導が入る場合など、必要に応じて実施する」としている。

表 II-5. 立入検査規定の有無と立入検査の実施

団体	規定の整備	立入検査の実施	問題発生の有無	今後の実施	備考
A	○	×	×	×	人手、時間、経費の関係から、規定はあっても実施できない。
B	×	×	×	×	特別考えていない。
C	×	×	×	○	これまで、規定もなく、実施していないかった。 今後はクレームのあつた場合や行政指導が入る場合など、必要に応じて実施する。
D	○	×	×	○	規定はあるが使つたことはない。 事業者に対しては、認定団体は事業者の合法木材の調達・供給のシステムを適当なものとして認定したのであり、個々の製品についての責任は個々の事業体にある旨、常々言つている。
E	○	○	×	×	県と合同で、認定事業者に対し、検査ではなく、調査というかたちで実施している。
F	○	×	×	○	これまで規定はあつたが、実施してこなかつた。 しかし、透明性の向上が合法木材推進の活動にとって必要なことから、今後は出来るだけ実施していきたい。
G	○	×	×	×	コストがかかるということもあるが、立入検査自体、基本的にはあまり意味のあるものと見ていない。
H	○	×	×	×	コストがかかるということもあるが、立入検査自体、基本的にあまり意味のあるものと見ていない。
I	○	×	×	×	問題も発生しておらず、実施する必要性がないと考えている。
J	○	×	×	○	今後は、年に数事業者ずつでも回りたい。
K	○	×	×	○	今後、合法木材は社会的にも要求されると認識しており、CRS(企業の社会的責任)の上からも重要な立場を取る必要を感じている。

(5) 認定団体研修への参加

アンケートの結果では、「常に参加」74%、「何回か参加」24%、「参加したことではない」2%であった。

ヒアリングでは、「毎年参加」9団体(82%)、「何回か参加」2団体(18%)で、「参加したことではない」としたところはなかった。

「何回か参加」としたところでは「これまで発足当初に参加しただけ。今後は担当者が参加するようにする」といったものがある。

今後取り上げてもらいたいテーマ等に対する意見としては、次のようなものがあった。

- 担当者の交代で、今年度初めて出席したが、合法木材の全体を理解するには有効だった。しかし、毎回出席している人にはマンネリ感があるかもしれない。
- 一度、日本建築士会千葉支部の方が講師となつたことがあったが、木材を使う側の実践的な話題は大変興味深い。今後もこうしたテーマを望みたい。
- 研修会の案内が遅い。日程調整が必要なので、日時だけでも早めに知らせて欲しい。
- 各県や地域での取組について、具体的な動きを聞きたい。
- 本県には一人親方的な素材生産業者が残っており、彼らが円滑に伐採届けを提出する仕組みを検討するような内容を望む。
- 違法伐採そのものの説明が中心で、実務レベルの内容が乏しい。原木市場での伐採届けの写し・適合通知書の受理が完全になされている成功事例や、分別管理を厳正にしている事例などの紹介と、これらが何故成功したかの要因分析などの紹介を望む。
- 海外での違法伐採問題が合法木材活動の出発点ではあるが、今では海外での違法伐採問題についての情報はかなり流れしており、東南アジア等ではこの問題も一段落したと聞いている。このため、団体研修においても、国内の問題を中心に据えるべきだ。
- 特に、実務レベルの話はこれまでほとんど無く、現場の実態に合っていない。今後は、分別管理、文書管理などの実務に役立つ研修を望みたい。各認定団体は実務レベルで迷っていることもあるはずなので、前もって、各認定団体からテーマ案についての意見を徴収したらいのではないか。
- 合法木材普及拡大のための中央団体レベルでの研修はこれからも必要だと思うが、同時に最近では、公共建築物の木造化で合法木材証明が必要になっており、その面では県レベルでの研修も必要ではないかと感じ

ている。

このように実務レベルに併せた研修の必要性についての意見が多かったことが、今回のヒアリング結果の特徴であり、これについては今後の検討が必要になろう。また、各認定団体からテーマ案を収集するというのも有効だと考えられる。

また、認定団体研修の内容をどのように活用しているかについては、次の意見があった。

- 支部から支部総会、勉強会の開催に際し講演を依頼されることがあるが、このようなときに認定団体研修のテキストを参考にして資料を作成し、紹介している。
- 県木協主催の認定事業者研修に利用している。
- 担当者の勉強の域を出でていない。

意見として出されたのは以上だが、実際には「担当者の勉強の域を出でていない」というのがかなり多いのではないかと思われる。これについても研修内容を実務レベルに合わせたものにしていけば、変わってくるものと考えられる。

表 II-6. 団体研修への参加

団体	毎年参加	何回か参加参加したことなし	備考
A	○		事務局長、総務部長が参加。
B	○		これまでに参加しただけ。今後は担当者が参加するようになります。
C	○		担当者が毎年参加。
D	○		年によつて出席する者は変わる。
E	○		担当者が毎年参加。
F	○		担当者が毎年参加。。
G	○		
H	○		
I	○		2年前に当時の担当者が参加。
J	○		専務理事もしくは担当者が参加。
K	○		担当者が毎年参加。

(6) 認定事業者研修会の開催

アンケートでは、「毎年開催」32%、「2～3年に一度開催」45%、「開催したことがない」21%であった。

ヒアリングでは「毎年開催」は3団体(27%)、「時々開催」が4団体(36%)、「開催したことがない」が4団体(36%)となった。

「毎年開催」とした3団体は全て共催で実施しており、「時々開催」では3団体が単独で、1団体が共催で開催している。なお、共催で開催しているところは、県木連関係は県森連関係と、県森連関係は県木連関係との共催によるところが多い。

これまで「開催したことがない」とした4団体のうちの1団体は「今年度末に初めて開催する」としている。また、団体Aは「認定事業者が全国に多いため、今の事務局体制では全体での開催は難しい。支部ごとの開催も、支部長が企業の職員が兼務しており、事務員も短時間勤務のパート職員であるため、無理だと思われる。現状では支部での総会や勉強会で要望があれば話をするのが精一杯だ」としている。

県森連との共催で毎年開催している団体Cは全木連での団体研修会の講師を呼んで開催しており、参加呼び掛けの範囲は認定事業者だけであるが、認定事業者でない会員の当日の参加も認めている。平成23年度の参加者は91名(県木連81名、県森連10名)であった。毎年開催する予定であるが、助成金がなくなると難しくなる。だからといって止めるわけにもいかないという悩みを抱えている。

同じく県木材産業振興協会との共催で毎年開催の団体Eでは、「県木材産業振興協会が全木連や県の職員を講師に依頼し、県木材産業振興協会がテキストの作成をしている。認定団体からの参加呼びかけの範囲は認定事業者であるが、この他に県から認定事業者以外の林業・木材関係事業者、設計・建築関係事業者、県・市・町・村等に対しても呼びかけを行い、ハウスメーカーも出席する。但し、内容が毎年同じなため、常に参加している人にとっては繰り返しになる。」

同じく県木協連、県造林素材生産事業協同組合連合会との共催で開催している団体Kは、「平成23年度は『合法木材の取り扱いについて』のテーマでDVD『未来をつくる』の観賞、林野庁担当官による講演『違法伐採対策の推進について』、県担当官による説明『公共建築等木材利用促進法について』を行い、その後、質疑応答を行った」。呼びかけの範囲は認定事業者だけだが、107名(県木協56名、素生協30名、県森連21名)の参加があった。

「単独で時々開催している」とした団体Gは平成18年度の発足当初と、平成21年度の更新時に開催したが、来年度は平成22年度以降、長期優良住宅の関係で参加してきた新規事業者に対しての研修会を開催したいとしている。

団体 J は平成 19 年度に分別管理責任者を対象に、県木連専務の「合法木材供給事業取り組みの概要」、全木連職員による「違法伐採問題と合法木材供給事業の取組」、県林務課参事による「大分県の取組」の講演を行った。また、20 年には同じ内容で、19 年度の欠席者を対象に実施した。参加者は 19 年度 31 名、20 年度 13 名であった。

表 II-7. 認定団体主催の研修会の実施

団体	毎年開催している			備考
	単独	共催	単独 共催	
A			○	支部での総会や勉強会の時、要請があれば説明する。
B		○	○	平成20年度に県木連との共催で開催した。
C	○			毎年1回、県森連との共催で開催している。
D			○	これまで開催したことがない。
E	○			毎年2か所で、木材産業振興会との共催で開催している。
F			○	今年度末に、初めて開催する予定。
G		○		平成18年度の発足時、平成21年度の更新時に説明会を開催しただけ。
H	○	○		平成20年度に1度だけ開催した。
I			○	これまで開催したことがない。
J			○	平成19年度、平成20年度に開催した。
K			○	県木協、県素生協との共催で、毎年1度開催している。

(7) 情報公開の実態

1) 合法ナビでの情報の公開

アンケートでは、情報の種類によって異なるが、64～93%の団体で公表され、最新の情報が掲載されているのは72～80%であった。

ヒアリングでは、11団体すべてが合法ナビ上で情報を公開しているとしたが、「最新情報」としたのは3団体（27%）にすぎず、8団体（73%）が「最新情報でない」としている。

最新情報を掲載している団体Aは、認定事業者一覧は名簿の更新のやり方が難しく、面倒なので、認定団体のHPに掲載されている名簿を、あまり手をかけずに合法木材ナビに移行させる手法を考えてほしいとしている。

「最新情報でない」ものが掲載されているとしているところは、概して職員の人手不足にその要因があると思われる。

- 職員の手が回らない
- マニュアルどおりにやっても、うまく入力できないことがある。
- 常時更新するのは手間がかかる。
- 担当者の事務的遅れで更新ができていない。

表 II-8. 合法ナビでの情報公開

団体	公開している		備考
	最新情報	非最新情報	
A	○		ナビ上での名簿の更新が面倒くさい。団体のHPの名簿をそのまま移行できないか。
B		○	最新版に更新するのを忘れてしまう。
C		○	職員の手が足りない。今後は早めに更新するように努力する。
D		○	職員の手が足りない。マニュアル通りにやつてもできないことがある。簡素化できないか。
E	○		
F		○	常時更新するには手間がかかる。
G	○		
H		○	認定事業者名簿の更新が行われていない。
I		○	
J		○	担当者の事務的遅れにより、最新版への更新ができない
K		○	

2) 合法ナビ以外での情報の公開

アンケートでは、合法ナビ以外で情報を「公開している」が 57%、「公開していない」が 40% となった。

ヒアリングでは「公開している」が 4 団体 (36%)、「公開していない」が 7 団体 (64%) となった。

公開しているとした 4 団体は「団体の HP で」としており、1 団体は「団体機関紙に合法木材関連のニュースを掲載したことがある」としている。

「情報公開に対する全体的な意見」として、団体 C は「会員及び認定事業者の中で、パソコンを情報交換、情報伝達の手段として重きを置いているところはまだ少ない。通信手段は FAX、電話、郵便などで、電子メールのやり取りも少ない。そのため、インターネットのウェブサイトにある『合法木材ナビ』を業者が見ることはあまりないのではないか」という意見を述べている。

表 II-9. 合法ナビ以外での情報公開

団体	団体HP	その他	特にない
A	○	○	
B	○		
C			○
D	○		
E			○
F			○
G	○		
H			○
I			○
J			○
K			○

(8) 普及活動の実態

1) 未認定事業者への働きかけ

アンケートでは未認定事業者への働きかけを「行っている」のは 51%、「行っていない」のは 46% となっている。

ヒアリングでは行っているが 2 団体 (18%)、「行っていない」が 9 団体 (82%) となった。

行っているとした団体 C は「455 会員のうち認定事業者が 167 なので、288 が未認定事業体である。総会の事業方針で合法木材の普及をあげており、平成 22 年までは毎年『合法性証明等に係る事業者の認定説明会』を開催してきた。この説明会を聞いて認定を受ける事業者がかなりあった。基本的には秋ごろに説明会を開催して認定を受けてもらい、1 月の研修会に参加してもらうスケジュールである。但し、平成 23 年度については諸般の事情でまだ開催していない」としている。団体 D は、「年 2 回、県内 2 か所で行われる県産材認証関連

の会議の際、勧誘している」としている。

「行っていない」とした 9 団体のうち、4 団体は「会員は全て認定済み」としており、その他の団体については、特に勧誘はしていないようである。ただし、このうちの 1 団体は「未認定事業者へは、認定事業者になっていないと公共建築物等に係る合法木材調達業者から排除されると伝えており、これによって平成 23 年度には 8 事業者が認定を取得した」としている。

ただ、「行っていない」とした団体のうち 2 団体は、「この制度を、あまり意味のあるものと認識していないため」、「現状では、あまり有用な制度でないと認識しているため」、勧誘はしていない。

表 II-10. 未認定事業者への働きかけ

団体	行っている	備 考
A	×	特別、働きかけていないが、申請はある。
B	×	会員は全て認定済み。
C	○	会員 457 社のうち、167 社が認定済み。
D	○	年 2 回、2 会場で開催される県産材認証関連の会議の際に勧誘している。
E	×	会員は全て認定済み。
F	×	特に行っていない。
G	×	認定団体自身が、この制度をあまり意味のあるものとして認識していない。
H	×	現状では、あまり有用な制度でないと認識による。
I	×	会員は全て認定済み。
J	○	会員 181 のうち 87 が認定済み。
K	×	会員は全て認定済み。

2) 行政機関、建築業界、DIY 業界などへの働きかけ

ヒアリングでは、行政機関、建築業界、DIY 業界への働きかけを「行っている」としたのは 8 団体 (73%) で、「行ってない」が 3 団体 (37%) であった。

「行っている」としたものとの手段として最も多のが「パンフ・ポスターの配布」であり、「行っている」とした 8 団体の全てが実施していた。この中には「共販所などで掲示する」、「以前、役場等へ配布したことがある」といったものも含まれていた。

この他の働きかけとしては、「建築士会への研修会の呼びかけ」、「県庁に対して研修会の呼びかけ」があり、「平成 24 年度には市町村に対して研修会参加を呼び掛ける」というものもあった。

他業種への働きかけは、「パンフ・ポスターの配布」程度にとどまり、あまり積極的な動きは見られないというのが実情であろう。

表. II-11 行政機関、建築業界、DIY業界への働きかけ

団体	パンフ・ポスター等の配布	研修会等への勧誘	行っていない	備 考
A			○	パンフ・ポスターもほとんど利用していない。
B	○			パンフ・ポスターは共販所などで掲示する。
C	○	○		配布先は官公庁出先、建築士会、建築組合、自然公園、土木関係。建築士会への研修会の呼びかけ。
D	○			関係業界への配布と、リフォームフェアでのポスター展示。
E	○	○		農林漁業まつりなどのパンフの配布。 県庁に対し研修会への参加呼びかけを要請。
F	○			イベント等でのポスター展示。
G	○			建築士会への配布
H	○			以前、役場等へパンフ・ポスターを送付したことがある。
I			○	
J			○	認定事業者に理解してもらうのが先決。 平成24年度は市町村に対し、研修会参加を呼び掛ける予定。
K	○			市場、取引業者等へのパンフ・ポスターの配布。

3) 消費者への働きかけ

ヒアリングでは、消費者への働きかけを行っていたのは 11 団体のうち 4 団体であった。内容としては「春に開催する『親子木工教室』でパンフを配布」、「農林漁業祭りでのパンフの配布」、「名古屋で開催された COP10 会場で、パンフレット等を配布」、「DIY ショップで『合法木材フェア』を開催」(団体 J) である。

団体 J の合法木材フェアについては、平成 23 年 1 月 9~10 日の 2 日間、九州最大規模のホームセンターであるホームワイドプラス賀来店・中央エントランスで開催され、2 日間で 3000 人が来場した。イベントの内容は、木工教室の開催 (2 日間、100 名参加)、合法木材丸太を使ったチェーンソーアートの実演 (9 日 AM・PM)、ミニ上棟式の開催 (10 日、大分高等技術専門学校建築科の協力で、来場者と柱を組み上げた後、餅まきをしてミニ上棟祭を開催)、合法木材パンフの配布 (300 部)、合法木材に関するアンケートの実施 (合法木材トレーとパンフレットの配布、回答数 132 件) であった。団体 J はこのイベントに関し、「合法木材が一般消費者にほとんど認知されていないことがわかった。イベントを通じて県産材の PR ができたことは、今後の合法木材の認知への一歩になったと思われる」としていた。

消費者への働きかけを行っていないところでは、「消費者対策まで手が回らない」といった意見があった。組織体制からして、無理からぬことだとは思われるが、研修会などと同じように、共催での消費者への働きかけも考えられるのではないかだろうか。

表Ⅱ-12. 消費者への働きかけ

団体	行っている	備 考
A	×	
B	×	
C	○	春に開催する「親子木工教室」で、パンフを配布。
D	×	
E	○	農林漁業まつりなどでのパンフの配布。
F	○	名古屋で開催されたCOP10会場でパンフ等を配布した。
G	×	
H	×	
I	×	
J	○	平成23年1月にDIYショップで「合法木材フェア」を開催した。
K	×	消費者対策まで手が回らない。

(9) 合法木材に対する意見

- 川下での理解がなければ、うまくいかない。もっと川下へのPRが必要だ。(団体B)
- もっとPR活動が必要。また、全木連は現場、特に事業者から直接意見を聞くことが必要。(団体C)
- 現場の実態に合った研修が必要。そのためには全木連に実態把握をしてほしい。(団体D)
- 「合法木材」という言葉自身が受け入れにくい。「合法」でないものは「違法」かということになる。業界では理解していても、消費者には誤解を与えかねない。合法木材の推進について山側にいろいろなしづ寄せが来る。(団体E)
- 国産材は全て合法木材だという考えが一般的にある。また、原木市場に伐採届等の写しのないものが来ても、「原木市場はここだけではない」と言わわれると、引き受けざるを得ない。(団体I)
- 合法木材活動の開始当初、伐採届の提出は3割程度だったが、現在は9割近くだと思う。しかし、原木市場に届かないところに問題がある。原木市場がそういう状態なので、それ以降のトレーサビリティがなされない。改善策として、市町村が渡す適合通知書を複数枚の複写方式にし、流通の各段階に添付してもらうことは考えられないか。(団体J)
- 原木市場での取り扱いは、理想は全て合法木材にすることだが、現在はその途上にある。今後理想を目指してシステム・体制を構築していくたい。(団体K)

(10) ラベリングに対する意見

- 手間の割に効果(価格への反映、売り易さ)があまり期待できない。
(団体C)

- ラベリングはいいことだと思うが、運営段階で問題がある。例えば、ラベリングした責任をどの段階で、だれが担うのか。貼る側のモラルの問題はどうか。ラベリングで差別化することで付加価値が付くことが望ましい。しかし、ラベルのないものが逆にマイナスイメージになると、小さな企業には負担になる。(団体 E)
- ラベリングは何もしないより前進と思われるが、普及に向けては何らかのめりとが必要。大分ではスタンプを押した乾燥材を市場に出すと、2000 円／m³ 程度の価格上乗せで買ってくれる。(団体 J)
- 合法木材の認知が高まるため、ラベリングは有効だろう。ただ、普及の過程で、「ラベリングされていないから合法木材ではない」ということのないように願いたい。

III. 合法木材供給事業者モニタリング調査結果

1. 趣旨及び概要

(1) 趣旨

合法木材供給事業者の活動実態を把握・評価するとともに、今後の供給事業者の活動水準を向上させることを目的として、モニタリング調査を実施した。

(2) モニタリング調査の実施方法

平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月まで、合法木材供給事業者認定団体に依頼し、当該団体傘下の事業者を対象に、当該認定団体の職員の協力によりモニタリングを実施した。

これまで、モニタリングへの協力団体がかなり特定されてくる傾向にあったことから、今回はこれまで情報提供が少なかった認定団体傘下の認定事業者の活動状況の把握に努めた。但し、東北地方は 3 月 11 日の東北大震災の影響があったことから、モニタリング対象から除外したが、他の県であっても、通常業務以外に震災関連の業務に追われ多忙であるということから、モニタリングを実施できなかったところもある。

なお、モニタリングは、10 の合法木材供給事業者認定団体の協力により、これら傘下の 47 認定事業者を対象に実施した。

(3) モニタリングの内容

- 1) 合法木材の調達状況
- 2) 合法木材の供給状況
- 3) 分別管理の状況
- 4) 帳票管理の状況
- 5) 分別管理責任者の選任と公表
- 6) 包括的評価
- 7) 包括的評価に関する意見

調査結果の文中に「昨年度に比べて・・・」との記述があるが、これは先にも述べたように今回のモニタリングが、これまで事業者の活動についてあまり情報の無かった認定団体を対象にしたため、「昨年度に比べて・・・」は昨年度からの時間的な経過による変化を示すものでなく、対象の母体が違うものであることを記しておきたい。このため、「昨年のと同様な傾向を示した」と言った記述については、そのような傾向がかなり一般的なものであることを示しているとみて良いと思われる。

2. 調査結果

(1) 合法木材の調達状況

1) 調達方針

合法木材の調達方針については、素材生産業を除く 39 事業体で集計すると、次のような結果となった。

- 「全量合法木材とする」 47% (16 事業者) [昨年度 48% (74 事業者)]
- 「出来るだけ合法木材とする」 35% (12 事業者) [昨年度 37% (58 事業者)]

- 要請があったときだけ 18% (6 事業者) [昨年度 8% (13 事業者)]

全体の 82% (28 事業者) が「全量合法木材にする」、「できるだけ合法木材にする」としており、多くの事業者がかなり積極的に取り組んでいると思われる。これらの傾向は昨年度とほとんど変わらない。また、「要請があった時だけ」は 18% と、昨年度の 8% と比べて高くなっているが、昨年度はこの他に「その他」と「不明」が 7% あった。

しかし、業種間では調達方針に相違がある。「全量合法木材とする」はプレカット加工業で 100% (1 事業者)、製材業と合板製造業を除いたその他製造業が 75% (3 事業者)、素材流通業が 67% (2 事業者)、製造業 50% (8 事業者) と高く、「できるだけ合法木材にする」は製造業 44% (7 事業者)、木材製品流通業 40% (4 事業者) で高かった。

なお、「要請があった時だけ」は木材製品流通業 40% (4 事業者)、素材流通業 33% (1 事業者) の順となった。

表III-1 調達方針

項目 業種	全量合法木 材とする	できるだけ 合法木材と する	要請があつ たときだけ 合法木材を 調達	その他	不明	合計
B 素材流通業	2	0	1	0	0	3
C 製材業	8	7	1	0	0	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	0	1
E その他製造業	3	1	0	0	0	4
F 木材製品流通業	2	4	4	0	0	10
合 計	16	12	6	0	0	34

B 素材流通業	67%	0%	33%	0%	0%	100%
C 製材業	50%	44%	6%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	75%	25%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	20%	40%	40%	0%	0%	100%
合 計	47%	35%	18%	0%	0%	100%

2) 調達した合法木材の種類

調達した合法木材の主な種類を見ると、重複回答であるが、丸太 53% (21

事業者)、製材品 45% (18 事業者)、集成材 3% (1 事業者) であった。

業種別にみると、当然であるが、丸太は素材流通業 100% (3 事業者)、製材業 72% (13 事業者)。製材品はプレカット加工業 100% (1 事業者)、その他製造業 100% (4 事業者)。集成材は製材業者 6% (1 事業者) となった。

表III-2 調達した合法木材の種類

項目 業種	丸太	製材品	集成材	合・単板	その他パネル	チップ	その他	合計
B 素材流通業	3	0	0	0	0	0	0	3
C 製材業	13	4	1	0	0	0	0	18
D プレカット加工業	0	1	0	0	0	0	0	1
E その他製造業	0	4	0	0	0	0	0	4
F 木材製品流通業	5	9	0	0	0	0	0	14
合 計	21	18	1	0	0	0	0	40

B 素材流通業	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
C 製材業	72%	22%	6%	0%	0%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	36%	64%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
合 計	53%	45%	3%	0%	0%	0%	0%	100%

3) 全体の調達量に対する合法木材のシェア

全体の調達量に対する合法木材のシェアについてみると次の通りである。

- 「100%」 32% (11 事業者) [昨年度 23% (35 事業者)]
- 「80～99%」 24% (8 事業者) [昨年度 33% (51 事業者)]
- 「60～79%」 12% (4 事業者) [昨年度 10% (15 事業者)]
- 「40～59%」 6% (2 事業者) [昨年度 8% (13 事業者)]
- 「20～39%」 3% (1 事業者) [昨年度 6% (10 事業者)]
- 「0～19%」 24% (8 事業者) [昨年度 17% (26 事業者)]

昨年度と比べると、今年度は「100%」と「80～99%」とで逆転している。これを大括りにすると次の通りである。

- 「80～100%」 56% (19 事業者) [昨年度 56% (86 事業者)]
- 「40～79%」 18% (6 事業者) [昨年度 18% (28 事業者)]
- 「0～39%」 27% (9 事業者) [昨年度 23% (36 事業者)]

これを見ると、昨年度とほとんど同じ傾向を示していることがわかり、半数強の事業体が調達量の 80% 以上を合法木材にしている。

これを業種別に見ると、「100%」が多いのはプレカット加工業 100% (1 事業者)、その他製造業 75% (3 事業者)、素材流通業者 67% (2 事業者)。「80～99%」が多いのは製材業 31% (5 事業者)、木材製品流通業 30% (3 事業者)などとなる。また、「0～39%」では、木材製品流通業 40% (4 事業者)、素材流通業 33% (1 事業者)、製材業 25% (4 事業者) の順である。これからみると素材流通業、製造・加工業で合法木材の調達比率が高く、川下の木材製品流通業で低いことがわかる。

表III-3 全体の木材調達量に対するシェア

項目	100%	80~99%	60~79%	40~59%	20~39%	19%~	0%	不明	合計
B 素材流通業	2	0	0	0	0	1	0	0	3
C 製材業	4	5	3	0	0	4	0	0	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
E その他製造業	3	0	0	1	0	0	0	0	4
F 木材製品流通業	1	3	1	1	3	0	0	0	10
合計	11	8	4	2	1	8	0	0	34

B 素材流通業	67%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	100%
C 製材業	25%	31%	19%	0%	0%	25%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	75%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	10%	30%	10%	10%	30%	0%	0%	0%	100%
合計	32%	24%	12%	6%	3%	24%	0%	0%	100%

4) 調達相手先が合法木材供給事業者であることの確認

調達相手先が合法木材供給事業者であることの確認については、昨年度と同様な傾向を示しており、「確認している」が約 80% を占める。

- 「確認している」 76% (26 事業者) [昨年度 75% (116 事業者)]
- 「一部確認している」 21% (7 事業者) [昨年度 18% (28 事業者)]
- 「確認していない」 3% (1 事業者) [昨年度 3% (4 事業者)]

業種別には、「確認している」の比率の多いのはプレカット加工業 100% (1 事業者)、製材業 81% (13 事業者)、木材製品流通業 80% (8 事業者)、その他製造業 75% (3 事業者)。「一部確認している」は素材流通業 33% (1 事業者)、その他製造業 25% (1 事業者) であった。

表III-4 調達相手先が合法木材供給事業体であることの確認

項目 業種	確認してい る	一部確認し ている	確認してい ない	不明	合計
B 素材流通業	1	1	1	0	3
C 製材業	13	3	0	0	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	1
E その他製造業	3	1	0	0	4
F 木材製品流通業	8	2	0	0	10
合 計	26	7	1	0	34

B 素材流通業	33%	33%	33%	0%	100%
C 製材業	81%	19%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	75%	25%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	80%	20%	0%	0%	100%
合 計	76%	21%	3%	0%	100%

5) 調達相手先に占める合法木材供給事業者の比率

調達相手先に占める合法木材供給事業者の比率は次の通りである。

- 「全て供給事業者」 38% (13 事業者) [昨年度 32% (50 事業者)]
- 「供給事業者が多い」 44% (15 事業者) [昨年度 54% (84 事業者)]
- 「供給事業者は少ない」 18% (6 事業者) [昨年度 8% (13 事業者)]
- 「供給事業者はない」 なし [昨年度 1% (1 事業者)]

「供給事業者が多い」が最も多く、次いで「全て供給事業者」、「供給事業者は少ない」の順となる傾向は昨年度と変わっていないが、「供給事業者が多い」の比率が 10 ポイント低下し、「供給事業者が多い」、「供給事業者は少ない」の比率が増えている。特に「供給事業者は少ない」とするものの比率が 10 ポイント高まった。

業種別には、「全て供給事業者」は製材業 50% (8 事業体)、その他製造業 50% (2 事業体)。「供給事業者が多い」はプレカット加工業 100% (1 事業者)、木材製品流通業 60% (6 事業者)、その他製造業 50% (2 事業体)。「供給事業

者は少ない」は素材流通業 33%（1 事業者）、木材製品流通業 20%（2 事業者）、製材業 19%（3 事業者）においての比率が高い。

表Ⅲ－5 調達相手先のうち合法木材供給事業者の

項目 業種	全て供給事 業者	供給事業者 が多い	供給事業者 は少ない	供給事業者 はない	不明	合計
B 素材流通業	1	1	1	0	0	3
C 製材業	8	5	3	0	0	16
D プレカット加工業	0	1	0	0	0	1
E その他製造業	2	2	0	0	0	4
F 木材製品流通業	2	6	2	0	0	10
合 計	13	15	6	0	0	34

B 素材流通業	33%	33%	33%	0%	0%	100%
C 製材業	50%	31%	19%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	50%	50%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	20%	60%	20%	0%	0%	100%
合 計	38%	44%	18%	0%	0%	100%

6) ガイドラインに規定された伝票、書類等による確認

ガイドラインに規定された伝票、書類等による確認は次の通りで、昨年度とほとんど同じ動きである。

- 「全て確認している」 62%（21 事業者） [昨年度 57%（89 事業者）]
- 「確認する場合が多い」 26%（9 事業者） [昨年度 27%（42 事業者）]
- 「確認しない場合が多い」 12%（4 事業者） [昨年度 10%（16 事業者）]
- 「全く確認していない」 なし [昨年度 1%（2 事業者）]

業種別に比率の高いものを見ると、「全て確認している」はプレカット加工業 100%（1 事業者）、製材業 69%（11 事業者）、素材流通業 67%（2 事業者）。

「確認する場合が多い」は木材製品流通業 40%（4 事業者）。「確認しない場合が多い」は素材流通業 33%（1 事業者）、その他製造業 25%（1 事業者）などとなる。

表III-6 ガイドラインに規定された伝票、書類等による確認

項目 業種	全て確認し ている	確認する場 合が多い	確認しない 場合が多い	全く確認し ていない	不明	合計
B 素材流通業	2	0	1	0	0	3
C 製材業	11	4	1	0	0	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	0	1
E その他製造業	2	1	1	0	0	4
F 木材製品流通業	5	4	1	0	0	10
合 計	21	9	4	0	0	34

B 素材流通業	67%	0%	33%	0%	0%	100%
C 製材業	69%	25%	6%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	50%	25%	25%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	50%	40%	10%	0%	0%	100%
合 計	62%	26%	12%	0%	0%	100%

(2) 合法木材の供給状況

1) 供給方針

素材生産業も含めた事業者の供給方針は次の通りである。

○「全量合法木材とする」 57% (27事業者) [昨年度 50% (96事業者)]

○「できるだけ合法木材とする」

19% (9事業者) [昨年度 34% (65事業者)]

○「要望のあったときだけ」 21% (10事業者) [昨年度 15% (29事業者)]

昨年度と比べると「できるだけ合法木材とする」の比率が 15 ポイント減少し、「できるだけ合法木材とする」と「要望のあったときだけ」の比率がそれぞれ 6~7 ポイント増加している。調達方針は昨年度とほとんど同じであったが、供給方針はこれとは異なる動きを示した。

業種別には、「全量合法木材とする」は素材生産業で最も多く 85% (11事業者)、次いで素材流通業 67% (2事業者)となる。「できるだけ合法木材とする」はプレカット加工業 100% (1事業者)、その他製造業 50% (2事業者)、製材業 25% (4事業者)、木材製品流通業 20% (2事業者) の順である。「要望のあったときだけ」については木材製品流通業者 50% (5事業者)、素材流通業 33% (1事業者) となった。

表III-7 供給方針

項目 業種	全量合法木 材とする	できるだけ 合法木材と する	要望があつ たときだけ 合法木材	その他	合計
A 素材生産業	11	0	1	1	13
B 素材流通業	2	0	1	0	3
C 製材業	9	4	3	0	16
D プレカット加工業	0	1	0	0	1
E その他製造業	2	2	0	0	4
F 木材製品流通業	3	2	5	0	10
合 計	27	9	10	1	47

A 素材生産業	85%	0%	8%	8%	100%
B 素材流通業	67%	0%	33%	0%	100%
C 製材業	56%	25%	19%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	100%
E その他製造業	50%	50%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	30%	20%	50%	0%	100%
	57%	19%	21%	2%	100%

2) 供給した木材の種類

供給した合法木材の種類は、最も多いのが「製材品」で 50%（28 事業者）、次いで「丸太」36%（20 事業者）、「その他」9%（5 事業体）などの順になる。

業種別には、「丸太」は素材生産業 92%（12 事業者）、素材流通業 71%（5 事業者）。「製材品」は木材製品流通業 83%（10 事業者）、製材工場 79%（15 事業体）、素材流通業 29%（2 事業者）。「集成材」は製材業 11%（2 事業者）となった。

表III-8 供給した合法木材の種類

項目 業種	丸太	製材品	集成材	合・単板	その他パネル	チップ	その他	合計
A 素材生産業	12	1	0	0	0	0	0	13
B 素材流通業	5	2	0	0	0	0	0	7
C 製材業	1	15	2	0	0	1	0	19
D プレカット加工業	0	0	0	0	0	0	1	1
E その他製造業	0	0	0	0	0	0	4	4
F 木材製品流通業	2	10	0	0	0	0	0	12
合 計	20	28	2	0	0	1	5	56

A 素材生産業	92%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
B 素材流通業	71%	29%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
C 製材業	5%	79%	11%	0%	0%	5%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	100%
E その他製造業	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	100%
F 木材製品流通業	17%	83%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
合 計	36%	50%	4%	0%	0%	2%	9%	100%

3) 全体の供給量に占める合法木材のシェア

全体の供給量に占める合法木材のシェアについては、次の通りである。

○ 「100%」	40% (19事業者)	[昨年度	21% (40事業者)]
○ 「80~99%」	19% (9事業者)	[昨年度	21% (40事業者)]
○ 「60~79%」	9% (4事業者)	[昨年度	5% (10事業者)]
○ 「40~59%」	2% (1事業者)	[昨年度	7% (14事業者)]
○ 「20~39%」	6% (3事業者)	[昨年度	9% (18事業者)]
○ 「0~19%」	21% (10事業者)	[昨年度	36% (71事業者)]

これを大括りにすると次のとおりである。

○ 「80~100%」	59% (28事業者)	[昨年度	42% (80事業者)]
○ 「40~79%」	11% (5事業者)	[昨年度	12% (24事業者)]
○ 「0~39%」	27% (13事業者)	[昨年度	45% (89事業者)]

ほぼ調達の場合と同じように、60%の事業者が供給量の 80%以上を合法木材にしている。

なお、昨年度は「80~100%」と「0~39%」がほぼ同比率で、2 極に分かれたが、今年度は「80~100%」が 17 ポイント増加し、「0~39%」が 18 ポイント減少している。

業種別にみると、「100%」では素材生産業 77% (10事業者)、素材流通業 67% (2事業者)、その他製造業 50% (2事業者) で比率が高く、「80~99%」ではプレカット製造業 100% (1事業者)、製材業 25% (4事業者)、その他製造業 25% (1事業者) の順となる。また、「0~39%」では木材製品流通業 60% (6事業者)、素材流通業 33% (1事業者)、製材業 32% (5事業者) の順となる。これからみると川上である素材生産業、素材流通業で合法木材の供給比率が高く、川下の木材製品流通業で供給比率が低いことがわかる。

表III-9 全体の供給量に対する合法木材のシェア

業種	項目	100%	80~99%	60~79%	40~59%	20~39%	19%~	0%	不明	合計
A 素材生産業	素材生産業	10	1	0	0	0	1	0	1	13
B 素材流通業	素材流通業	2	0	0	0	0	1	0	0	3
C 製材業	製材業	4	4	3	0	2	3	0	0	16
D プレカット加工業	プレカット加工業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
E その他製造業	その他製造業	2	1	0	1	0	0	0	0	4
F 木材製品流通業	木材製品流通業	1	2	1	0	1	5	0	0	10
合計	合計	19	9	4	1	3	10	0	1	47
A 素材生産業		77%	8%	0%	0%	0%	8%	0%	8%	100%
B 素材流通業		67%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	100%
C 製材業		25%	25%	19%	0%	13%	19%	0%	0%	100%
D プレカット加工業		0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業		50%	25%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業		10%	20%	10%	0%	10%	50%	0%	0%	100%
合計	合計	40%	19%	9%	2%	6%	21%	0%	2%	100%

4) 供給相手先の確認

供給相手先の確認は次の通りになっている。

- 「確認している」 49% (23事業者) [昨年度 51% (99事業者)]
- 「一部確認している」 28% (13事業者) [昨年度 35% (68事業者)]
- 「確認していない」 21% (10事業者) [昨年度 10% (20事業者)]

「確認している」がほぼ50%であることは昨年度と変わらないが、「一部確認している」が7ポイント減少し、「確認していない」が11ポイント増加した。

業種別には「確認している」はプレカット加工業100% (1事業者)、素材生産業85% (11事業者)、その他製造業75% (3事業者)の順。「一部確認している」は製造業50% (8事業者)、素材流通業33% (1事業者)、木材製品流通業30% (3事業者)の順。「確認していない」は素材流通業33% (1事業者)、製材業31% (5事業者)、木材製品流通業30% (3事業者)の順となつた。特に素材流通業、製材業で「一部確認している」、「確認していない」の比率が高い。

調達の際の調達相手先の確認と比べてみると、調達の場合は「確認している」79%、「一部確認している」21%、「確認していない」はなく、供給に比べて調達の方がより厳しく確認していると言える。

表III-10 供給相手先の確認

業種	項目	確認している	一部確認している	確認していない	不明	合計
A 素材生産業		11	0	1	1	13
B 素材流通業		1	1	1	0	3
C 製材業		3	8	5	0	16
D プレカット加工業		1	0	0	0	1
E その他製造業		3	1	0	0	4
F 木材製品流通業		4	3	3	0	10
合 計		23	13	10	1	47

A 素材生産業	85%	0%	8%	8%	100%
B 素材流通業	33%	33%	33%	0%	100%
C 製材業	19%	50%	31%	0%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	75%	25%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	40%	30%	30%	0%	100%
合 計	49%	28%	21%	2%	100%

5) 供給相手先に占める合法木材供給事業者の割合

供給相手先に占める合法木材供給事業者の割合は、次のように昨年度とほぼ同じような傾向を示し、1/3程度の事業体が「全て供給事業者」に販売しており、2/3が「一部、供給事業者」に販売している。

- 「全て供給事業者」 32% (15事業者) [昨年度 28% (54事業者)]
- 「一部、供給事業者」 64% (30事業者) [昨年度 60% (116事業者)]

○「供給事業者はない」 2% (1事業者) [昨年度 8% (16事業者)]
業種ごとでは、「全て供給事業者」が多いのは素材生産業 77% (10事業者) であり、これ以外の業種では「一部、供給事業者」の比率が高い。

調達相手先に占める合法木材供給事業者の割合と比べると、調達の場合は「全て供給事業者」38%、「一部、供給事業者が多い」62%、「供給事業者はない」なしとなり、供給の場合と同じような動きを示している。

表III-11 供給相手先に占める合法木材供給事業者の割合

項目 業種	全て供給事 業者	一部、供給 事業者	供給事業者 はない	不明	合計
A 素材生産業	10	2	0	1	13
B 素材流通業	0	3	0	0	3
C 製材業	3	13	0	0	16
D プレカット加工業	0	1	0	0	1
E その他製造業	1	3	0	0	4
F 木材製品流通業	1	8	1	0	10
合 計	15	30	1	1	47

A 素材生産業	77%	15%	0%	8%	100%
B 素材流通業	0%	100%	0%	0%	100%
C 製材業	19%	81%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	100%
E その他製造業	25%	75%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	10%	80%	10%	0%	100%
合 計	32%	64%	2%	2%	100%

6) 合法木材であることの明示

供給に当たって合法木材であることを書類、伝票等で明示しているかについては、次のようになる。

- 「全て明示している」 40% (19事業者) [昨年度 50% (96事業者)]
- 「明示する場合が多い」 32% (15事業者) [昨年度 18% (34事業者)]
- 「明示しない場合が多い」 17% (8事業者) [昨年度 23% (44事業者)]
- 「全く明示していない」 9% (4事業者) [昨年度 4% (7事業者)]

「全て明示している」が最上位にあるのは昨年と同じだが、比率は 10 ポイント低下した。これに対し「明示する場合が多い」が 14 ポイント増加、「明示しない場合が多い」が 5 ポイント減少し、逆転している。

業種ごとにみると、「全て明示している」はその他製造業 75% (3事業者)、製材業 44% (7事業者)、素材生産業 38% (5事業者) の順。「明示する場合が多い」はプレカット加工業 100% (1事業者)、製材業 44% (7事業者)、木材製品流通業 40% (4事業者) の順。「明示しない場合が多い」は木材製品流通業 30% (3事業者)、その他木材製造業 25% (1事業者) 素材生産業 23% (3事業者) の順に比率が高い。「全く明示していない」は素材流通業 33% (1事業者)、素材生産業 15% (2事業者) と、川上での比率が高い。

表III-12 合法木材であることの明示

項目 業種	全て明示し ている	明示する場 合が多い	明示しない 場合が多い	全く明示し ていない	不明	合計
A 素材生産業	5	2	3	2	1	13
B 素材流通業	1	1	0	1	0	3
C 製材業	7	7	1	1	0	16
D プレカット加工業	0	1	0	0	0	1
E その他製造業	3	0	1	0	0	4
F 木材製品流通業	3	4	3	0	0	10
合 計	19	15	8	4	1	47

A 素材生産業	38%	15%	23%	15%	8%	100%
B 素材流通業	33%	33%	0%	33%	0%	100%
C 製材業	44%	44%	6%	6%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	75%	0%	25%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	30%	40%	30%	0%	0%	100%
合 計	40%	32%	17%	9%	2%	100%

(3) 分別管理の状況

1) 分別管理方針書の制定と公表

分別管理方針書の制定と公表については、次のとおりであり、昨年度と比べ「定めて公表している」が 5 ポイント増加、「定めているが公表していない」が 18 ポイント減少、また、「定めていない」も 14 ポイント増加した。

- 「定めて公表している」 40% (19 事業者) [昨年度 35% (67 事業者)]
- 「定めているが公表していない」
43% (20 事業者) [昨年度 61% (118 事業者)]
- 「定めていない」 17% (8 事業者) [昨年度 3% (6 事業者)]

業種別には、「定めて公表している」は素材生産業 46% (6 事業者)、製材業 44% (7 事業者)、木材製品流通業 40% (4 事業者) の順。「定めているが公表していない」はプレカット加工業 100% (1 事業者)、その他加工業 75% (3 事業者)、素材生産業 46% (6 事業者) の順。「定めていない」は素材流通業 33% (1 事業者)、木材製品流通業 30% (3 事業者) の順でそれぞれ比率が高い。

合法木材の活動において分別管理を厳密に行なうことは最低条件であるので、分別管理をどのように実施するのかを定めた分別管理方針書が制定されていない事業者においては、早急に制定することが望まれる。また、「定めているが公表していない」ところについては、今後、公表することが望まれる。

表Ⅲ-13 分別管理方針書の制定と公表

項目 業種	定め公表し ている	定めている が公表して いない	定めていな い	不明	合計
A 素材生産業	6	6	1	0	13
B 素材流通業	1	1	1	0	3
C 製材業	7	6	3	0	16
D プレカット加工業	0	1	0	0	1
E その他製造業	1	3	0	0	4
F 木材製品流通業	4	3	3	0	10
合 計	19	20	8	0	47

A 素材生産業	46%	46%	8%	0%	100%
B 素材流通業	33%	33%	33%	0%	100%
C 製材業	44%	38%	19%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	100%
E その他製造業	25%	75%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	40%	30%	30%	0%	100%
合 計	40%	43%	17%	0%	100%

2) 分別管理場所の設定と利用

分別管理場所の設定と利用については、次のようになる。

- 「設定され利用されている」

45% (21事業者) [昨年度 54% (105事業者)]

- 「設定されていないが問題はない」

21% (10事業者) 昨年度設問なし

- 「設定されているが十分利用されていない」

11% (5事業者) [昨年度 16% (31事業者)]

- 「設定されているが利用されていない」

2% (1事業者) [昨年度 4% (8事業者)]

- 「設定されていない」

21% (10事業者) [昨年度 25% (48事業者)]

昨年度と比べると、何らかの形で分別管理の場所が設定されているのは58%で、昨年度の75%と比べ20ポイントほど減少している。また、「設定されていないが問題はない」ところについては、「各現場で寸検管理して、素材丸太で販売している」、「全ての製品について入荷先、出荷先が特定されている」、「全量、帳簿で管理している」、「場所がない」、「方針書はないが、合法木材にマークを付け、識別管理している」、「県有林材（FSC材）が大部分で、証明書付きの材はマークで管理している」、「場所は設定されていないが、分別管理責任者が確認管理している」、「合法木材の需要がない」といった意見が出されている。「設定されていない」では、全量合法木材であるとするところが多い。

取扱う木材が全て合法木材でない限り、分別管理場所が設定されていない場合、何らかのマーキングやラベリングが行われていないと、合法木材でないも

のと混同される恐れがある。このため、信頼性、透明性確保のためにも場所の設定は必要になる。

業種別にみると「設定され利用されている」は、プレカット加工業 100%（1事業者）、製材業 63%（10 事業者）の順。「設定されていないが問題はない」はその他製造業 75%（3 事業者）、素材流通業 33%（1 事業者）、素材生産業 23%（3 事業者）の順。「設定されているが十分利用されていない」は素材生産業 23%（3 事業者）、木材製品流通業 20%（2 事業者）の順。「設定されているが利用されていない」は木材製品流通業 10%（1 事業体）。「設定されていない」は素材流通業 33%（1 事業者）、製材業 25%（4 事業者）、素材生産業 23%（3 事業者）の順に比率が高い。

表III-14 分別管理場所の設定と利用

項目		設定され利用されていない問題はない	設定され利用される問題があるが十分利用されていない	設定され利用される問題はない	全て合法木材で対処	他の方法で対処	不明	合計
業種	項目	設定され利用されていない問題はない	設定され利用される問題があるが十分利用されていない	設定され利用される問題はない	全て合法木材で対処	他の方法で対処	不明	合計
A 素材生産業	4	3	0	3	3	0	0	13
B 素材流通業	1	1	0	0	1	0	0	3
C 鋳材業	10	2	0	0	4	1	3	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	0	0	0	1
E その他製造業	1	3	0	0	0	0	0	4
F 木材製品流通業	4	1	2	1	2	1	0	10
合計	21	10	5	1	10	6	4	47

	A 素材生産業	B 素材流通業	C 鋳材業	D プレカット加工業	E その他製造業	F 木材製品流通業	合計
新規受注額(億円)	31%	23%	0%	23%	100%	0%	100%
新規受注額(%)	33%	33%	0%	0%	33%	100%	0%
既存受注額(億円)	63%	13%	0%	0%	25%	25%	75%
既存受注額(%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
受注率(%)	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
新規受注額(%)	45%	21%	11%	2%	21%	60%	40%
既存受注額(%)	55%	87%	89%	98%	79%	40%	60%
受注率(%)	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

(4) 帳票管理の状況

1) 合法木材管理簿等の整備・活用

合法木材の入出荷、在庫を把握するための管理簿等の整備・活用については次のようになる。昨年度とほぼ同様の傾向ではあるが、「整備され十分活用されている」が 6 ポイント増加し、「整備されていない」が 10 ポイント減少している。なお、56%で整備されていることがわかる。

- 「整備され十分活用されている」

43% (20 事業者) [昨年度 37% (71 事業者)]

- 「整備されているが活用されていない」

13% (6 事業者) [昨年度 12% (24 事業者)]

- 「不備だが活用されている」

2% (1 事業者) [昨年度 1% (2 事業者)]

- 「整備されていない」 40% (19 事業者) [昨年度 50% (96 事業者)]

業種別には、「整備され十分活用されている」の比率の高いのはプレカット加工業 100% (1 事業体)、その他製造業 75% (3 事業者)、製材業 50% (8 事業者) の順。「整備されているが活用されていない」ではその他製造業 25% (1 事業者)、素材生産業 23% (3 事業者)、製材業 13% (2 事業者) の順。「整備されていない」は素材生産業の 46% (6 事業者) で比率が高い。

また、「整備されていない」としたところが、どのように帳票管理を行っているかについては次のとおりである。

- 「伝票の綴りで管理」 68% (13 事業者) [昨年度 73% (70 事業者)]

- 「その他の方法で管理」 21% (4 事業者) [昨年度 13% (12 事業者)]

- 「合法木材の取り扱いがない」 なし [昨年度 6% (6 事業者)]

伝票綴りでの管理が若干減少し、「その他の方法で管理」が増加した。「その他の方法」については「県産材で把握」、「県産材管理表で把握」、「パソコンで 1 本ずつ在庫管理している」等があげられている。

業種別には、「伝票の綴りで管理」の比率が高いのは素材生産業と製材業で、それぞれ 83% (5 事業者)。「その他の方法で管理」では、素材流通業 100% (1 事業者)、素材生産業 33% (1 事業者) となっている。

表III-15 合法木材の管理簿等の整備と活用

業種	項目	整備され ているが活用 されている	整備されて いるが活用 されていない	不備だが活 用されている	管理簿は整 備されてい ない	伝票の纏り で管理	その他の方 法で管理	合法木材の取扱 いがない	合法木材の取扱 いがある	その他	不明	合計
A 素材生産業		3	3	0	6	5	2	0	0	0	1	13
B 素材流通業		1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
C 製材業		8	2	0	6	5	1	0	0	0	0	16
D プレカット加工業		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
E その他製造業		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
F 木材製品流通業		4	0	0	6	3	0	0	0	0	0	10
合計		20	6	1	19	13	4	0	0	1	47	
A 素材生産業		23%	23%	0%	46%	83%	33%	0%	0%	0%	17%	100%
B 素材流通業		33%	0%	33%	33%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%
C 製材業		50%	13%	0%	38%	83%	17%	0%	0%	0%	0%	100%
D プレカット加工業		100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業		75%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業		40%	0%	0%	60%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
合計		43%	13%	2%	40%	68%	21%	0%	0%	5%	0%	100%

2) 証明書の受領・発行と保管・管理

証明書の受領・発行と保管・管理については昨年度とほぼ同様の傾向だが、「受領・発行は行われていない」が5ポイント増加した。

- 「受領・発行され適切に管理されている」

74% (35事業者) [昨年度 75% (145事業者)]

- 「受領・発行されているが適切に保管されていない」

11% (5事業者) [昨年度 15% (28事業者)]

- 「受領・発行は行われていない」

15% (7事業者) [昨年度 10% (19事業者)]

なお、証明書等が「受領・発行されているが適切に保管されていない」理由については、「県産材管理表で管理・明記」、「受領しているが、発行だけの保管はない」等の意見があった。

また、証明書等の「受領・発行は行われていない」については、「素材丸太を直接供給事業体に販売している」、「1事業者に直販しており、残りは原木市場に出荷している」、「全量、自社での建築工事用資材として利用している」、「要望がない」等の意見が出されている。

業種別には、「受領・発行され適切に管理されている」の比率が高いのは、プレカット加工業 100% (1事業者)、製材業 88% (14事業者)、木材製品流通業 80% (8事業体)。「受領・発行されているが適切に保管されていない」はその他製造業 50% (2事業者)。「受領・発行は行われていない」は素材流通業 67% (2事業者)、素材生産業 23% (3事業者) 等の順になる。

証明書の受領・発行はCoCの基本であり、また、証明書の保管・管理は信頼性、透明性確保にとっての基本であることから、「受領・発行は行われていない」、「受領・発行されているが適切に保管されていない」とした事業者には改善を望みたい。

表III-16 証明書の受領・発行と保管管理

項目 業種	受領・発行 され適切に 保管	受領・発行 されている が適切に保 管されてい ない	受領・発行 は行われて いない	不明	合計
A 素材生産業	9	1	3	0	13
B 素材流通業	1	0	2	0	3
C 製材業	14	1	1	0	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	1
E その他製造業	2	2	0	0	4
F 木材製品流通業	8	1	1	0	10
合 計	35	5	7	0	47

A 素材生産業	69%	8%	23%	0%	100%
B 素材流通業	33%	0%	67%	0%	100%
C 製材業	88%	6%	6%	0%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	50%	50%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	80%	10%	10%	0%	100%
合 計	74%	11%	15%	0%	100%

3) 証明書の記載事項

証明書の記載事項については、昨年度とほとんど変わらない。

- 「適切である」 85% (40事業者) [昨年度 84% (163事業者)]
- 「一部に不備がある」 2% (1事業体) [昨年度 5% (10事業者)]
- 「不適切である」 4% (2事業者) [昨年度 2% (3事業者)]

業種別には、「適切である」の比率が高いのはプレカット加工業 100% (1事業者)、その他製造業 100% (4事業者)、木材製品流通業 90% (9事業者)、製材業 88% (14事業者)、素材生産業 85% (11事業者)。「一部に不備がある」は製造業 6% (1事業者)。「不適切である」は素材流通業 67% (2事業者) で比率が高い。

表III-17 証明書の記載事項

項目 業種	適切である	一部に不備 がある	不適切であ る	不明	合計
A 素材生産業	11	0	0	2	13
B 素材流通業	1	0	2	0	3
C 製材業	14	1	0	1	16
D プレカット加工業	1	0	0	0	1
E その他製造業	4	0	0	0	4
F 木材製品流通業	9	0	0	1	10
合 計	40	1	2	4	47

A 素材生産業	85%	0%	0%	15%	100%
B 素材流通業	33%	0%	67%	0%	100%
C 製材業	88%	6%	0%	7%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	100%	0%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	90%	0%	0%	10%	100%
合 計	85%	2%	4%	9%	100%

(7) 分別管理責任者

1) 分別管理責任者の選任と公表

分別管理責任者の選任と公表については、次のとおりであり、昨年度と比べて「選任され、公表されている」が 20 ポイントほど減少し、「選任されていない」が 16 ポイント増加した。

- 「選任され、公表されている」

51% (24 事業体) [昨年度 70% (135 事業者)]

- 「選任されているが、公表されていない」

32% (15 事業者) [昨年度 29% (56 事業者)]

- 「選任されていない」 17% (8 事業者) [昨年度 1% (2 事業者)]

業種別には、「選任され、公表されている」の比率が高いのは素材生産業 62% (8 事業者)、木材製品流通業 60% (6 事業者)、製材業 56% (9 事業者)。「選任されているが、公表されていない」ではプレカット加工業 100% (1 事業者)、その他製造業 100% (4 事業者)、素材流通業 33% (1 事業者)。「選任されていない」では素材流通業者 33% (1 事業者)、製材業 25% (4 事業者)、木材製品流通業 20% (2 事業者) などとなる。

昨年度は、公表されているかいないかは別にして、ほぼ全ての事業体で分別管理者が選任されていたのに対し、今年度は 80% 強にまで減少している。分別管理責任者は、「事業者認定実施要領」(ひな形)においてその選任が定められている。このため公表はともかく、「選任されていない」とする事業者には早急な対応が求められる。

表III-18 分別管理責任者の選任と公表

項目 業種	選任され、 公表されて いる	選任されて いるが、公 表されてい ない	選任されて いない	不明	合計
A 素材生産業	8	4	1	0	13
B 素材流通業	1	1	1	0	3
C 製材業	9	3	4	0	16
D プレカット加工業	0	1	0	0	1
E その他製造業	0	4	0	0	4
F 木材製品流通業	6	2	2	0	10
合 計	24	15	8	0	47

A 素材生産業	62%	31%	8%	0%	100%
B 素材流通業	33%	33%	33%	0%	100%
C 製材業	56%	19%	25%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	100%	0%	0%	100%
E その他製造業	0%	100%	0%	0%	100%
F 木材製品流通業	60%	20%	20%	0%	100%
合 計	51%	32%	17%	0%	100%

2) 分別管理責任者の活動状況

分別管理責任者の活動状況は次のとおりで昨年度と大きな変化はない。

- 「分別管理、帳票管理に適切に関与している」

66% (31事業者) [昨年度 70% (135事業者)]

- 「関与しているが、不十分」 13% (6事業者) [昨年度 21% (41事業者)]

- 「関与していない」 6% (3事業者) [昨年度 8% (16事業者)]

業種別にみると、「分別管理、帳票管理に適切に関与している」はプレカット加工業 100% (1事業者)、素材生産業 77% (10事業者)、素材流通業 67% (2事業者) で比率が高く、「関与しているが、不十分」ではその他製造業 25% (1事業者)、製材業 19% (3事業者) などである。また、「関与していない」の比率はその他製造業 25% (1事業者)、素材生産業 8% (1事業者)、製材業 6% (1事業者) などとなった。

表III-19 分別管理責任者の活動状況

項目 業種	分別管理、 帳票管理に 適切に関与 している、	分別管理、 帳票管理に 関与してい るが不十分	分別管理、 帳票管理に 関与してい ない	不明	合計
A 素材生産業	10	1	1	1	13
B 素材流通業	2	0	0	1	3
C 製材業	10	3	1	2	16
D プレカット加工業	1				1
E その他製造業	2	1	1	0	4
F 木材製品流通業	6	1		3	10
合 計	31	6	3	7	47

A 素材生産業	77%	8%	8%	8%	100%
B 素材流通業	67%	0%	0%	33%	100%
C 製材業	63%	19%	6%	13%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	50%	25%	25%	0%	100%
F 木材製品流通業	60%	10%	0%	30%	100%
合 計	66%	13%	6%	15%	100%

3) 分別管理責任者の認定事業者研修への参加状況

分別管理責任者の認定事業者研修への参加状況については次のとおりで、昨年と比べて「常に参加している」、「何回か参加したことがある」の比率が大幅に低下した。これに対し、「誰も参加したことがない」の比率が大幅に高まり、全体の 1/3 を占めた。

- 「常に参加している」 36% (17事業者) [昨年度 53% (102事業者)]

- 「何回か参加したことがある」

21% (10事業体) [昨年度 31% (60事業体)]

- 「分別管理責任者以外のものが参加している」

2% (1事業者) [昨年度 7% (13事業者)]

○ 「誰も参加したことがない」

34% (16事業者) [昨年度 9% (17事業者)]

業種別には、「常に参加している」は素材生産業 54% (7事業者)、製材業 38% (6事業者) で比率が高く、「何回か参加したことがある」は製材業 31% (5事業者)、素材生産業 23% (3事業者) の順になる。「誰も参加したことがない」についてはプレカット加工業 100% (1事業者)、その他製造業 100% (4事業者)、素材流通業 67% (2事業者) で比率が高い。

表III-20 分別管理責任者の団体研修への参加状況

項目 業種	常に参加し ている	何度か参加 したことある	分別管理責 任者以外の 者が参加し ている	誰も参加し たことがな い	不明	合計
A 素材生産業	7	3	1	2	0	13
B 素材流通業	1	0	0	2	0	3
C 製材業	6	5	0	4	1	16
D プレカット加工業	0	0	0	1	0	1
E その他製造業	0	0	0	4	0	4
F 木材製品流通業	3	2	0	3	2	10
合 計	17	10	1	16	3	47

A 素材生産業	54%	23%	8%	15%	0%	100%
B 素材流通業	33%	0%	0%	67%	0%	100%
C 製材業	38%	31%	0%	25%	6%	100%
D プレカット加工業	0%	0%	0%	100%	0%	100%
E その他製造業	0%	0%	0%	100%	0%	100%
F 木材製品流通業	30%	20%	0%	30%	20%	100%
合 計	36%	21%	2%	34%	6%	100%

(6) 包括的評価

包括的評価についての結果は次のとおりである。昨年度と比べると「適切に取り組んでいる」が 15 ポイント強増加し、「一部改善が必要」が 30 ポイント弱減少した。

○ 「適切に取り組んでいる」

62% (29事業者) [昨年度 45% (87事業者)]

○ 「一部改善が必要」 23% (11事業者) [昨年度 51% (99事業者)]

○ 「全体的に改善が必要」 9% (4事業者) [昨年度 3% (5事業者)]

業種別には、「適切に取り組んでいる」は素材流通業 100% (3事業者)、プレカット加工業 100% (1事業者)、素材生産業 69% (9事業者)、製材業 63% (10事業者) で比率が高い。「一部改善が必要」では木材製品流通業 40% (4事業者)、素材生産業 31% (4事業者) の順となる。これらに対し「全体的に改善が必要」は木材製品流通業で 20% (2事業者)、製材業で 13% (2事業者) となった。

表Ⅲ-21 包括的評価

業種	項目	適切な取り組み が行われている	一部改善が必要	全体的に改善 が必要	不明	合計
A 素材生産業		9	4	0	0	13
B 素材流通業		3	0	0	0	3
C 製材業		10	3	2	1	16
D プレカット加工業		1	0	0	0	1
E その他製造業		2	0	0	2	4
F 木材製品流通業		4	4	2	0	10
合 計		29	11	4	3	47

A 素材生産業	69%	31%	0%	0%	100%
B 素材流通業	100%	0%	0%	0%	100%
C 製材業	63%	19%	13%	6%	100%
D プレカット加工業	100%	0%	0%	0%	100%
E その他製造業	50%	0%	0%	50%	100%
F 木材製品流通業	40%	40%	20%	0%	100%
合 計	62%	23%	9%	6%	100%

(7) 包括的評価に関する意見

1) 当該事業者の活動で評価すべき事項

A 素材生産業

- ・ 合法木材の取扱について、前向きに対応している。
- ・ 方針書に基づき対応している。
- ・ 県内でも素材の供給量が多い事業者であり、ほとんどが合法材である。
- ・ 製材工場も運営しており、合法木材に対する認知度は高い。
- ・ 全量が合法木材であり、制度の理解、取り組み姿勢は他の模範となる。
- ・ 伐採・搬出について、事業体自ら手本を示すなど積極的な取組を行っている。
- ・ 県内でも有数の素材生産業者であり、ほとんどが合法木材である。

B 素材流通業

- ・ 販売している全てに証明書を発行している。
- ・ 合法木材取扱い規定を考えている。

C 製材業

- ・ 当該事業者の所在する流域内で精算された木材については、土場から製材加工、製品の保管までを分別管理し、地元での建築に供給している。
- ・ 合法木材を扱っていることが、社会的に信用度を増すことにつながっていることを十分認識している。
- ・ 合法木材への意識が高く、良く管理されている。
- ・ 県産材管理表で管理されている。
- ・ 団体認証のほか、SGEC認定事業体として認定を受けるなど合法木材供給への取組は意欲的である。

- ・ 合法木材については、証明できるものは、全ての製品に合法証明を発行している。
- ・ 合法木材として入荷した製品については、保管場所が明確に区分され管理されている。
- ・ 合法木材については、市場からの仕入れのほか、社有林からの調達（伐採許可あり）を行っている。
- ・ 合法木材のみを取り扱っている。
- ・ このような証明制度に積極的に取り組んでいる。
- ・ 役物（吉野材）が中心であるが、買い手からの求めにより証明書を発行している。
- ・ 合法木材認定事業者として合法木材の供給に努めている。
- ・ 情報が少ない。

D プレカット加工業

- ・ 認定事業者として、合法木材の供給につとめている。

E その他製造業

- ・ 合法木材調達に心がけている。
- ・ FSC の年 1 回の監査にも対応しているため、合法木材の流れを理解している。（ツキ板製造・販売）
- ・ 調達先が合法認定事業者であり合法木材の認識は高い。

F 木材製品流通業

- ・ 山側（川上）における信頼度の向上が必要。
- ・ 組織を挙げて取り組んでいる。
- ・ 県産材管理表で管理されている。
- ・ 県産材管理表により、合法木材の管理を行っている。
- ・ 合法木材のシステムは理解しており、県産材証明は出荷票で証明している。
- ・ この組合では、市売りにより販売しているが、合法木材の証明は非常に煩雑である。
- ・ 帳票類管理はパソコンでデータ化される。

2) 当該事業者の活動で改善すべき事項

A 素材生産業

- ・ ガイドラインをよく理解してより適切に対応していく。県有材（FSC 材）取扱の中で合法性の認識が強くなってきた。
- ・ 分別管理責任者を選任し、適切に管理すること。
- ・ 分別管理場所を設定し、利用すること。

- ・ 地域的には合法木材に対する認知度が低いと考えられるので、認知度が上がる努力をしたい。
- ・ 地域的にはまだ合法木材に対する意識が希薄であるので、今後とも認知度を高めていきたい。
- ・ 合法木材管理簿を整備すること。
- ・ 事務量が増えるので現行のままで良いと思う。

C 製材業

- ・ 製材用（原木）が自社所有・管理に係る山林から調達されていることもあって、分別管理等に改善すべき点が見られるので、指導していくことについている。
- ・ 分別管理方針書の作成と分別管理責任者を選任するよう指導。
- ・ 帳票での管理が必要。
- ・ 合法木材の証明のないものについて調達先に働きかけをされたい。
- ・ 合法木材の調達割合の向上に向け努力されたい。
- ・ 県外からの合法木材の調達先に対し、合法証明を添付するよう働きかけをされたい。
- ・ 当該事業者の所在する流域内で精算された木材については、土場から製材加工、製品の保管までを分別管理し、地元での建築に供給している。

E その他製造業

- ・ 合法木材証明管理等が不十分（木材加工）
- ・ 供給先の要望がないため証明しないことがあるので全量証明するようにな。（床板-フローリング-製造））

F 木材製品流通業

- ・ 分別管理者の選任と帳票での管理。
- ・ 分別管理方針書の作成と分別管理責任者の選任。
- ・ 県産材証明はするが合法証明は要望がないので証明しない。
- ・ 納入業者からも合法証明を付けてもらいたい。

G その他

- ・ 入荷する原木の合法証明の割合の向上に努められたい。（建設業）

3) 認定事業者から見た本事業への意見

A 素材生産業

- ・ 制度自体は、評価できるが、定着度が低い。
- ・ 趣旨は理解できるが、メリット、デメリットが明確でない部分がある。
- ・ 制度自体は評価できるが、定着度合いが低いと感じる。
- ・ 県産材証明の要求はあるが、合法材への要求は少ない。

- ・ 本事業の活動により、違法伐採がなくなることを望む。

C 製材業

- ・ 国産材、特に地域材のみを取り扱っている事業者については、調達及び供給が全て合法材であることが明白なので、証明方法に改善の余地があるのではないか。困難な課題であるが、国産材と外材の取扱に何らかの区分ができないものかといった事業者の意見がある。
- ・ 地域の中核事業体として合法木材の管理を徹底する方針である。
- ・ 原木市場の中には、合法証明を要求しないともえないケースもあり、要求の有無にかかわらず合法証明が発行されるとよい。
- ・ 合法木材であれば、全て合法証明を発行することが義務づけられたシステムとならないか。
- ・ 合法木材利用に対する助成制度などメリットがもう少しあるとよい。
- ・ 消費者が合法木材の利用について関心と理解が深まれば供給側にとってもメリットとなる。
- ・ 合法木材への取組の強化。

E その他製造業

- ・ 合法認定事業者の意識が向上する施策を考えて欲しい（木材加工）
- ・ 合法木材に対しての助成を検討してほしい。（床板・フローリング製造）

F 木材製品流通業

- ・ 県産材住宅を推進してきたが、今後は県産材＋合法性住宅を推進していく方針である。
- ・ この制度は、この組合活動にはそぐわないのでは？
- ・ 合法木材の注文が来るようにしてほしい。

IV. まとめ

1. 認定団体アンケート調査結果及び認定団体ヒアリング調査結果

(1) 認定団体の事務局体制

ヒアリングによると、認定団体の職員数は4人から38人までの幅があったが、概して、県森連関係で多く、県木連及び中央団体で少ない。このため、職員数が少ないところでは一人で多くに事業を担当することになる。このような認定団体における人手不足が、資金不足とも相まって、合法木材の活動に対する制約となっている。

(2) 事業者数の動き

アンケートによると、平成22年度における認定事業者数の変化を見ると、増加495事業者（1団体あたり5.2事業者）、減少172事業者（1団体あたり1.8事業者）で、差し引き323事業者（1団体あたり3.4事業者）の純増となった。減少は172事業者にとどまったが、減少の理由としては、「需要がない」50%、「業種の転換・廃業」40%等となった。昨年度の調査では「業種の転換・廃業」20%、「需要がない」55%であったことから、「需要がない」はほとんど変化していないが、「業種の転換・廃業」の比率が倍増しており、林業・木材産業を取り巻く情勢の悪化を示している。

(3) 審査委員会の設置

審査委員会は、その設置がガイドラインにおいて定められているが、今回、「設置している」としたのは90%であった。ヒアリングでは「合法性が導入された県産材認証制度で、事業者の認定には県職員が現地審査を行っている」というものもあったが、基本的には審査委員会の設置とそこでの認定事業者の審査が必要になるため、「設置されていない」ところでは、早急な対応が望まれる。

メンバーの構成については、第3者を「含む」が40%となった。「第3者が入らない方が動きやすい」等の意見もあるが、「含む」ことは透明性・信頼性の向上の他にも、建築業界等、他分野へのPRにとっても有効になろう。

委員会の開催は「必要に応じて」が80%で昨年度と変わらない。開催方法は「対面方式」と「対面・持ち回り併用方式」がそれぞれ40%となった。「面談方式は時間と経費がかかる」ということで避けられているところもある。なお、ヒアリングでは、「委員会を開催したのは発足時と更新時だけ」としたところも多かった。

(4) 認定事業者の活動実態の把握

「会議の際等に情報収集」40%、「モニタリング調査の実施」20%、「事業体訪問」10%、「特に行っていない」25%となる。モニタリング調査については、ヒアリングで「モニタリングはすべきだと思うが、事務局の人的体制から出来ていない。第3者で信頼できるところがあれば、そこへの委託も考えたい」という意見もあった。また、「事業体訪問」では「JAS検査の時に」、「指導監査の時に」合わせて行うという意見があった。

立入検査については65%の認定団体で規定を整備している。しかし、立入検査の実施については、このうちの70%が「実施したことない」としている。

ヒアリングでは、「県と合同で『検査』ではなく『調査』というかたちで実施している」というところもあった。ヒアリングでは「実施したことない」の理由としては「人手、経費、時間の不足」、「問題が発生していない」、「意味のあることと思わない」などがあげられる半面、「透明性向上が合法木材推進の命であるから、今後実施したい」、「1年に数社ずつでも回りたい」、「企業の社会的責任からも必要になる」という意見もあった。

(5) 認定団体研修への参加

全国木材組合連合会が実施している認定団体研修への参加は、「常に参加」が75%、「何回か参加」が25%で、「参加したことない」もわずかだがあった。ヒアリングでは、「何回か参加」は「発足当初に参加しただけ。今後は担当者が出席するようにする」といった意見があった。

研修の内容については、「木材を使う側の実践的な話をテーマにしてほしい」、「県、地域での具体的な動きを知りたい」、「違法伐採の説明が中心で、実務レベルの内容が乏しい。伐採届の写し・適合通知書の受理が完全になされているところの事例、分別管理が厳正に行われているところの事例、またその成功要因などの紹介」、「現場に実態に合わせた分別管理、文書管理のやり方など」、「前もってテーマ案についての意見を徴収したらいいのではないか」等の意見が出された。また、「開催案内が遅い。日程調整が必要なため、せめて日程だけでも早めに連絡してほしい」との意見もあった。

研修会の内容の活用については、「出席者の勉強の域を出ていない」、「認定事業者研修で活用」、「支部等から公演依頼された時の資料として」等があった。「出席者の勉強の域を出ていない」というところがかなり多いのではないかと思われるが、今後、研修内容を実務レベルに合わせたものにしていけば、変わってくるものと考えられる。

(6) 認定団体による事業者研修会の開催

認定団体による事業者研修会の開催については「毎年開催」30%、「2~3年に1度」45%、「開催したことがない」20%である。「実施したことがない」ところは、その理由を人手や経費の不足によるとしているが、他の認定団体との共催で、これら負担を軽減させることも可能である。

ヒアリングでは、「毎年開催」としたところは全て他の認定団体との共催で実施しており、「2~3年に1度開催」としたところも、一部は共催で実施していた。また、参加呼びかけの範囲としては、認定事業者だけというところが多い。しかし、これと同時に県が認定事業者以外の事業者と関係団体、さらには市町村に参加呼びかけを行っているところもある。

(7) 情報の公開

合法木材ナビでの情報の公開については、情報の種類によって異なるが、60~90%が行っており、70~80%のところで、最新情報が公開されているとしていた。しかし、ヒアリングでは、人手不足が最新情報を更新する際の障害となっているとともに、情報更新する際の手法の複雑さも更新時に時間を費やす要因になっており、あまり手をかけずに、更新できる手法を検討してほしいとの意見、また、団体HPの名簿をそのまま移行できるような手法を考えてほしいという意見があった。

合法木材ナビ以外の手段による情報の効果については、60%が「公開している」とした。ヒアリングでは、このような合法木材ナビ以外の手段による公開の手法としては団体のHPによるとするものが多かった。なお、「会員、認定事業者の中で、パソコンを情報交換・伝達の手段としてるところはまだ少ない。『合法木材ナビ』を業者が見ることはないのではないか」との意見もあった。

(8) 普及活動の実態

1) 未認定事業者への働きかけ

アンケートでは、働きかけを「行っている」と「行っていない」がほぼ半々になったが、「行っている」の比率は昨年度と比べ低下している。「行っている」手段は、「ポスター・パンフレットの配布」が最も多いが、ヒアリングでは説明会の開催や認定団体主催の研修会への参加呼びかけなどがあった。

反面、「この制度をあまり意味のあるものと認識していないため」勧誘はしていないというものもあった。

2) 行政機関、建築業界、DIY業界、消費者などへの働きかけ

これらの働きかけをそれぞれ「行っている」のは 40% であるが、DIY 業界への働きかけについては 10% に満たなかった。

これらの活動の手段としては、行政機関、建築業界、DIY 業界については「ポスター・パンフの配布」がほとんどであり、積極的な働きかけは行われていない。消費者向けについては「イベントなどでの展示・紹介」が多い。ヒアリングで示されたものとしては、DIY ショップとの共催でミニ上棟式等を含めた「合法木材フェア」の開催、消費者に対するものとしては、「COP10 会場で、パンフレット等を配布」というものがあった。

2. 認定事業者モニタリング調査結果

(1) 合法木材の調達状況

調達方針についてみると、素材生産業を除くと、全体の 85% が「全量合法木材とする」、「できるだけ合法木材とする」としており、多くの事業者がかなり積極的に取り組んでいる。このような傾向は昨年度と変わっていない。

調達量に占める合法木材のシェアは、「80～100%」が 55%、「40～80%」が 20%、「0～40%」が 25% となり、半数強の事業体が取扱木材の 80% 以上を合法木材にしている。この傾向は昨年度と変わっていない。

調達相手先が認定事業体であるかの確認は、75% が「確認している」とし、20% が「一部確認している」としている。

調達相手先に占める認定事業者に比率は、「認定事業者が多い」45%、「全て認定事業者」40%、「認定事業者は少ない」20% の順になる。昨年度と比べ、「認定事業者が多い」の比率が低下し、「全て認定事業者」、「認定事業者は少ない」が増えた。

ガイドラインに規定された伝票・書類等の確認は、昨年と同様、「全て確認している」60%、「確認する場合が多い」25%、「確認しない場合が多い」10% 等となった。

(2) 合法木材の供給状況

供給方針については 60% が「全量合法木材とする」とし、「できるだけ合法木材とする」、「要望のあったときだけ合法木材とする」はそれぞれ 20% であった。昨年に比べ、「できるだけ合法木材とする」の比率が減り、「全量合法木材とする」、「要望のあったときだけ合法木材とする」が増えた。

全体の供給量に占める合法木材のシェアは、「80～100%」とするものが 60%、「40～79%」が 10%、「0～39%」が 30% である。調達量、供給量ともに 60% の事業者が、取扱量の 80% 以上を合法木材にしている。なお、昨年度に比べ、「80～100%」が増え、「0～39%」が減少した。

供給相手先が認定事業者であるかの確認は、50%が「確認している」、30%が「一部確認している」、20%が「確認していない」としている。昨年に比べ、「一部確認している」の減と「確認していない」の増が見られた。

供給相手先に占める認定事業者の割合は、「一部、認定事業者」65%、「全て認定事業者」30%で、「認定事業者はない」はほとんどない。

供給に当たって合法木材であることを明らかにするための、伝票、書類等での明示については、「全て明示している」40%、「明示する場合が多い」35%、「明示しない場合が多い」15%、「全く明示していない」10%等となる。昨年度と比べ、「全て明示している」の比率が低下し、「明示する場合が多い」が増えた。

(3) 分別管理の状況

分別管理方針書については、「定めて公表している」40%、「定めているが公表していない」45%、「定めていない」15%となる。昨年に比べ、「定めているが公表していない」が減少し、「定めて公表している」が若干、「定めていない」が大幅に増えた。

分別管理場所の設定と利用については、「設定され利用されている」45%、「設定されていないが問題ない」20%、「設定されているが十分利用されていない」10%、「設定されていない」20%などとなった。場所が設定されているのは60%ほどにすぎず、昨年度の75%と比べ大幅に減少している。

(4) 帳票管理の状況

合法木材の入出荷・在庫を管理するための管理簿等の整備・活用は、「整備され、十分活用されている」45%、「整備されているが、活用されていない」15%、「整備されていない」40%などとなった。なお、管理簿等が「整備されていない」ところでは、「伝票の綴りで管理」しているところが多い。

証明書の受領・発行と保管・管理は、75%の事業体で「受領・発行され、適切に管理されている」が、「受領・発行が行われていない」ところも15%ある。なお、証明書の記載事項は85%が「適切である」とされた。

(5) 分別管理責任者

分別管理責任者が選任され公表されているかについては、半数が「選任され公表されている」、30%が「選任されているが、公表されていない」としたが、15%は「選任されていない」としている。分別管理責任者の選任は、分別管理方針書の制定と同様に、合法木材推進の活動にとって極めて重要な役割を果たすものであるため、早急な制定と選任が望まれる。

分別管理責任者が分別管理や文書管理に関与しているかどうかについては、「適切に関与している」65%、「関与しているが不十分」15%、「関与していない」5%となった。

また、分別管理責任者の認定事業者研修への参加については、「常に参加」と「誰も参加したことがない」がそれぞれ35%となり、「何回か参加したことのある」が20%となった。「誰も参加したことがない」は昨年度10%であったことから、今回は大幅にその比率が高まり、「常に参加」「何回か参加したことのある」が低下した。

(6) 包括的評価

認定団体によるモニタリング対象事業者に対する包括的評価を見ると、「適切に取り組んでいる」60%、「一部改善が必要」25%、「全体的に改善が必要」10%となった。昨年と比べ、「一部改善が必要」が減り、「適切に取り組んでいる」、「全体的に改善が必要」が増えている。

3. 事業者の調達・供給方針と活動状況

昨年度の報告書において、認定事業者の合法木材推進への取組みに対する意識である調達方針・供給方針と、実際の合法木材推進についての活動状況を比較した。この結果、調達方針・供給方針を「全て合法木材とする」とするところと、「出来るだけ合法木材とする」としているところでは、実際の行動においても差があり、「全て合法木材とする」ところのほうが、「出来るだけ合法木材とする」ところより、積極的であることが明らかになった。

今回のモニタリング調査は、昨年に比べアンプル数も少なく、また、これまであまり情報提供のなかった認定団体傘下の事業者であったという違いはあるが、昨年度と同様に、意識と行動との関係についての試算を試みた。

これによると、昨年度の結果と同様に調達・供給方針において「全量合法木材とする」とした事業者の活動への取組みの積極性が認められた。しかし、昨年度と比べ、「全量合法木材とする」においても、また「出来るだけ合法木材とする」としたところにおいても、全体的に取組み活動が昨年度と比べ弱いように感じられる。

(1) 調達方針と調達量に占める合法木材の比率

調達方針として「全て合法木材とする」とした事業体の実際の調達をみると、調達量の「80～100%」を合法木材としたものは70%、「40～79%」は30%であった。これに対し「出来るだけ合法木材とする」とした事業体では「80～100%」と「40～79%」ともに、それぞれ40%となった。これによって「全て

合法木材とする」とした事業体の方が「出来るだけ合法木材とする」としたものより、合法木材の取扱比率が高いことがわかる。

なお、昨年度と比べると、「全て合法木材とする」とした事業者のうち、「80～100%」の比率が低下したのに対し、「出来るだけ合法木材とする」もののうち「40～79%」の比率が高まっている。

表IV-1 調達方針と調達量に占める合法木材の比率

	方針	80～100%	40～79%	0～39%	不明	計
23年度	全て	69%	31%	0%	0%	100%
	出来るだけ	42%	42%	17%	0%	100%
	全体	56%	18%	27%	0%	100%
22年度	全て	79%	13%	8%	0%	100%
	出来るだけ	43%	27%	30%	0%	100%
	全体	56%	18%	23%	0%	100%

(2) 供給方針と供給量に占める合法木材の比率

供給方針として「全て合法木材とする」とした事業体の実際の供給では、「80～100%」が80%。「出来るだけ合法木材とする」としたものでは、「80～100%」55%、「40～79%」と「0～39%」がそれぞれ20%となった。調達方針と同様、供給方針でも「全て合法木材とする」としたものの方が、合法木材の取扱量が多い。

昨年度と比べると、「全て合法木材とする」では「80～100%」が上昇した反面、「0～39%」が低下している。また、「出来るだけ合法木材とする」では「80～100%」で上昇し、「0～39%」で低下がみられた。

表IV-2 供給方針と供給量に占める合法木材の比率

	方針	80～100%	40～79%	0～39%	不明	計
23年度	全て	79%	11%	7%	0%	100%
	出来るだけ	56%	22%	22%	0%	100%
	全体	59%	11%	27%	2%	100%
22年度	全て	62%	11%	27%	0%	100%
	出来るだけ	31%	19%	50%	0%	100%
	全体	42%	12%	45%	1%	100%

(3) 調達方針と調達先の確認

「全て合法木材とする」としたものでは90%が、調達先が認定事業者であることを「確認している」とし、15%が「一部確認している」とした。「出来るだけ合法木材」としたものでは、「確認している」65%、「一部確認している」35%となった。このように「全て合法木材とする」としたものの方が、調達先が認定事業者であることの確認についても積極的である。

昨年度と比べると、「全て合法木材とする」としたものでも、「出来るだけ合法木材とする」としたものでも、ほぼ同じような傾向にある。

表IV-3 調達方針と調達先の確認

		確認している	一部確認	確認していない	不明	計
23年度	すべて	88%	13%	0%	0%	100%
	出来るだけ	67%	33%	0%	0%	100%
	全体	76%	21%	3%	0%	100%
22年度	すべて	91%	9%	0%	0%	100%
	出来るだけ	69%	28%	3%	0%	100%
	全体	75%	18%	3%	4%	100%

(4) 供給方針と供給先の確認

「全て合法木材とする」としたものでは、「確認している」65%、「一部確認している」25%。「出来るだけ合法木材とする」としたものでは、「確認している」45%、「一部確認している」35%、「確認していない」20%となった。調達先の確認と同様、供給先の確認でも「全て合法木材とする」の積極的な動きが見て取れる。

昨年度と比べると、「出来るだけ合法木材とする」としたものにおいて「一部確認している」ものの比率の低下と、「部確認していない」の比率の上昇が見られる。

表IV-4 供給方針と供給先の確認

		確認している	一部確認	確認していない	不明	計
23年度	すべて	67%	26%	7%	0%	100%
	出来るだけ	44%	33%	22%	0%	100%
	全体	49%	28%	21%	2%	100%
22年度	すべて	60%	25%	7%	8%	100%
	出来るだけ	42%	46%	11%	1%	100%
	全体	51%	35%	10%	4%	100%

(5) 調達方針と伝票・証明書類による合法木材の確認

「全て合法木材とする」としたものでは75%が「全て確認」とし、「確認する場合が多い」は20%である。これに対し、「出来るだけ合法木材とする」としたものにおいては、「全て確認」はわずか25%で、「確認する場合が多い」40%、「確認しない場合が多い」35%となっている。

昨年度と比べると、「全て合法木材とする」、「出来るだけ合法木材とする」とともに「全て確認」の比率が低下し、「確認する場合が多い」の比率が高まった。また、「出来るだけ合法木材とする」での「確認しない場合が多い」の比率が大幅に高まったことが注目される。

表IV-5 調達方針と伝票・証明書による合法木材の確認

		全て確認	する場合が多い	しない場合が多い	確認しない	不明
23年度	すべて	75%	19%	6%	0%	0%
	出来るだけ	25%	42%	33%	0%	0%
	全体	62%	26%	12%	0%	0%
22年度	すべて	91%	9%	0%	0%	0%
	出来るだけ	69%	28%	3%	0%	0%
	全体	75%	18%	3%	4%	0%

(6) 供給方針と合法木材の明示

「全て合法木材とする」とした事業者のうち、合法木材について「全て明示する」としたのは 65%、「明示する場合が多い」は 25%であり、ほぼすべての事業者が明示もしくは明示する場合が多いとしている。これに対し、「出来るだけ合法木材とする」とした事業者では、「全て明示する」45%、「明示する場合が多い」33%に加え、「明示しない場合が多い」が 20%を占める。

昨年度と比べると「全て合法木材とする」及び「出来るだけ合法木材とする」とした事業者ともに、「全て明示する」の比率が減り、「出来るだけ合法木材とする」とする事業者における「明示しない場合が多い」の比率が大きく増加している。これは伝票・証明書による合法木材の確認と同様な動きだといえる。

表IV-6 供給方針と合法木材の明示

		全て明示	する場合が多い	しない場合が多い	明示しない	不明	計
23年度	すべて	67%	26%	7%	0%	0%	100%
	出来るだけ	44%	33%	22%	0%	0%	100%
	全体	40%	32%	17%	9%	2%	100%
22年度	すべて	70%	20%	9%	0%	1%	100%
	出来るだけ	55%	36%	9%	0%	0%	100%
	全体	57%	27%	10%	1%	5%	100%

(7) 供給方針と分別管理方針書の制定・公開

「全て合法木材とする」としたものの 75%は分別管理方針書を「定め、公表しており」、25%は「定めているが、公表していない」。これに対して、「出来るだけ合法木材とする」では「定め、公表している」55%、「定めているが、公表していない」35%、「定めていない」10%となる。このように、分別管理方針書の制定・公開についても「全て合法木材とする」としている事業者での積極性が見える。

昨年度と比べると、「全て合法木材とする」及び「出来るだけ合法木材とする」とした事業者とも、「定めて、公開している」とする比率が増え、「出来るだけ合法木材」とする比率が減少している。

表IV-7 分別管理方針書の制定と公開

		定めて公表	定めているが 公表なし	定めていない	不明	合計
23年度	全て	74%	26%	0%	0%	100%
	出来るだけ	56%	33%	11%	0%	100%
	全体	40%	43%	17%	0%	100%
22年度	全て	40%	54%	3%	3%	100%
	出来るだけ	21%	66%	3%	10%	100%
	全体	35%	61%	3%	1%	100%

(8) 供給方針と分別管理場所の設定・利用

これまで見てきた項目とは異なり、分別管理場所の設定・利用については、「設定され、利用されている」としたものは、「全て合法木材とする」で 50% であるのに対し、「出来るだけ合法木材とする」では 65% を占めた。また、「設定されていないが、問題なし」とするものは「全て合法木材とする」で 35%、「出来るだけ合法木材とする」で 10% となった。なお、供給方針として「全て合法木材」とするところで「設定されていないが、問題なし」の比率が高いのは、合法木材の取扱比率が高いためであると考えられる。

昨年度は「全て合法木材とする」も「出来るだけ合法木材とする」も、「設定され、利用されている」は同比率であったが、今年度は「全て合法木材」での比率低下と、「出来るだけ合法木材とする」での比率上昇がみられた。

表IV-8 供給方針と分別管理場所の設定と利用

		設定され、 利用されている	設定されて いないが、 問題なし	設定されて いるが、 十分な利用	設定されて いるが、 利用なし	設定されて いない	不明	合計
23年度	全て	48%	33%	4%	0%	19%	0%	100%
	出来るだけ	67%	11%	0%	11%	11%	0%	100%
	全体	45%	21%	11%	2%	21%	0%	100%
22年度	全て	54%	25%	8%	2%	7%	4%	100%
	出来るだけ	54%	17%	23%	2%	3%	1%	100%
	全体	54%	18%	16%	4%	7%	1%	100%

(9) 供給方針と管理簿の整備・活用

この項目についても「全て合法木材とする」としたものでは、「整備・活用されている」が 50% であるのに対し、「出来るだけ合法木材とする」では 65% と、「出来るだけ合法木材とする」の比率が多くなっている。また、「出来るだけ合法木材とする」では「整備されているが、活用されていない」が 20%、「全て合法木材とする」では「整備されていない」が 35% となる。但し、取扱量の全てが合法木材であれば、特別に合法木材の管理簿を整備する必要はないとの考えによるとの見方もできる。

昨年度に比べれば、「出来るだけ合法木材とする」における、「整備・活用されている」比率の大幅増加と、「整備されていない」比率の大幅減少が著しい。

表IV-9 供給方針と管理簿の整備・活用

		整備・活用 されている	整備されて いるが、 活用なし	不備だが、 活用されて いる	整備されて いない	不明	合計
23年度	全て	48%	7%	4%	33%	0%	100%
	出来るだけ	67%	22%	0%	11%	0%	100%
	全体	43%	13%	2%	40%	0%	100%
22年度	全て	40%	10%	2%	45%	3%	100%
	出来るだけ	31%	12%	0%	57%	0%	100%
	全体	37%	12%	1%	50%	0%	100%

(10) 供給方針と分別管理責任者の選任・公表

この項目については、「全て合法木材とする」としたものも、「出来るだけ合法木材とする」としたものも同比率で、「選任され、公表されている」65%、「選任されているが、公表されていない」20%、「選任されていない」10%となった。

昨年度は「選任され、公表されている」では「出来るだけ合法木材とする」においてその比率が高く、「選任されているが、公表されていない」では「全て合法木材とする」において、その比率が高かった。

表IV-10 供給方針と分別管理責任者の選任・公表

		選任され、 公表されて いる	選任されて いるが、 公表なし	選任されて いない	不明	合計
23年度	全て	67%	22%	11%	0%	100%
	出来るだけ	67%	22%	11%	0%	100%
	全体	51%	32%	17%	0%	100%
22年度	全て	63%	33%	2%	2%	100%
	出来るだけ	78%	20%	0%	2%	100%
	全体	70%	29%	1%	0%	100%

(11) 供給方針と分別管理責任者の活動

「全て合法木材とする」としている事業者では、80%が分別管理責任者は「適切に管理を行っている」としたが、「できるだけ合法木材とする」では、「適切に管理を行っている」65%、「不適切である」10%、「関与していない」20%となる。ここでも、「全て合法木材とする」とした事業者の積極性が見える。

昨年度と比べると、「全て合法木材とする」においても、「できるだけ合法木材とする」においても「不適切である」の比率が低下したが、「できるだけ合法木材とする」における「関与していない」の比率が大幅に増加した。

表IV-11 供給方針と分別管理責任者の活動

		適切	不適切	関与なし	不明	合計
23年度	全て	78%	7%	7%	7%	100%
	出来るだけ	67%	11%	22%	0%	100%
	全体	66%	13%	6%	15%	100%
22年度	全て	71%	21%	4%	4%	100%
	出来るだけ	70%	25%	3%	2%	100%
	全体	70%	21%	8%	1%	100%

(12) 供給方針と分別管理責任者の任地事業者研修への参加

「常に参加」している事業者は、「全て合法木材とする」も「出来るだけ合法木材にする」も40%、45%とほぼ同じ比率である。しかし、「何度か参加した」事業者は「全て合法木材とする」では30%であるのに対し、「出来るだけ合法木材にする」では0%であり、「参加したことがない」事業者は「出来るだけ合法木材にする」では55%と半数を超えており、ここでも「できるだけ合法木材にする」としている事業者の消極性が目につくといえる。

昨年度と比べると、「出来るだけ合法木材とする」事業者の「常に参加」の比率と、「何度か参加した」比率の低下が目につく。また、「出来るだけ合法木材とする」事業者における「参加したことがない」の比率が大幅に増加している。

表IV-12 供給方針と分別管理責任者の認定事業者研修への参加

		常に参加	何度か参加	管理責任者以外の者が参加	参加したことなし	不明	合計
23年度	全て	41%	30%	0%	26%	4%	100%
	出来るだけ	44%	0%	0%	56%	0%	100%
	全体	36%	21%	2%	34%	6%	100%
22年度	全て	44%	36%	10%	6%	4%	100%
	出来るだけ	62%	25%	3%	10%	0%	100%
	全体	53%	31%	7%	9%	0%	100%

林野庁補助事業

平成 24 年度

合法木材システムモニタリング

報告書

2012 年（平成 24 年）3 月

財団法人林業経済研究所

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-12-6 高閑ビル 3A

TEL : 03-6379-5015 FAX : 03-6379-3210

URL : <http://www.rinkeiken.org>